

KARATSU SHINKIN BANK
REPORT
2019



親しみ・信頼・確かな未来

唐津信用金庫



ごあいさつ

KARATSU SHINKIN BANK REPORT 2019



唐津信用金庫

理事長 落合正利

皆様には、平素より唐津信用金庫に対しまして格別のご愛顧、お引き立てを賜り誠にありがとうございます。

本年もここにディスクロージャー誌「KARATSU SHINKIN BANK Report2019」をご報告させていただきます。本誌では、当金庫の経営方針や財務内容、組織、さらには地域貢献活動等につきましてご報告させていただくことを目的に作成いたしております。当金庫の業務内容をより一層ご理解いただくためのご参考になれば幸いです。

さて、我が国経済は、大手企業を中心に企業業績が好調に推移したことで、株価も上昇し、経済統計などのデータ上では、緩やかながら回復基調で推移しました。しかしながら、地域格差の拡大から都市と地方の景況感には温度差があり、中小企業においては、個人消費の低迷や人手不足等の様々な問題を抱え、景気回復の実感を得るに至っていないという状況であります。

ここ唐津・東松浦地域においても全体として人口減少が続いており、景気浮揚感が乏しい中、設備投資等も低調に推移しております。また、地価の下落も続いており、企業活動や個人消費も盛り上がりや欠く状況となっております。しかし、こうした時代であるからこそ、唐津信用金庫は創業時の原点に立ち返り、我々の最大の強みである「地域密着型経営」により地域の資金の仲介役として努めていかなければならないと考えております。

地域金融機関を取り巻く環境は、日本銀行による金融緩和政策等により依然厳しい状況にありますが、当金庫は唐津地区に本店を置く、唯一無二の金融機関として、その使命を全うするために、法令を遵守し、更なる資産の健全化・経営体力の強化に努め、堅実経営を進めてまいります。

当金庫は昭和4年の創立以来、本年で創立90周年を迎えます。

1世紀の歴史を刻むべく、皆様のご期待に応える地域金融機関として役職員一同努力してまいりますので、何卒変わらぬご愛顧・ご支援を心よりお願い申し上げます。



経営理念

～親しみ・信頼・確かな未来～

実現に向けての具体的な4つのビジョン

① 信用金庫の特性を発揮します

③ 経営体質の強化に努めます

② 経営の健全性を確保します

④ 魅力ある職場を目指します

唐津信用金庫が将来に向かって大切にすること

- 唐津で生まれ育てて頂いた地域を大切にします
- なによりもお客様を大切にします
- 地域の歴史を作ってくれたお年寄りを大切にします
- 地域の発展を支える事業所の心を大切にします
- 未来に向かって大きく膨らむ若者の夢を大切にします
- すばらしい地域の伝統と文化を大切にします
- 金庫の財産である職員とその家族を大切にします

当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、唐津・東松浦地域を事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金・積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

お客様会員数
8,609人

会員出資金
234百万円

ご融資／
支援サービス

預金・積金
・出資金

唐津信用金庫

常勤役員数
99名

店舗数
8店舗

※平成31年3月末現在

事業の概況

KARATSU SHINKIN BANK REPORT 2019

事業の概況

当金庫の平成30年度末の業況は、預金面におきましては、年間平均残高は21億円増加し845億円（前年比2.61%増）、3月末残高では公金預託金の落ち込みから2億円減少し819億円（前年比0.30%減）となりました。一方、融資面におきましては、年間平均残高は22億円増加し460億円（前年比5.06%増）、3月末残高でも20億円増加し472億円（前年比4.60%増）と順調に推移いたしました。

収支状況につきましては、貸出金利息では、利回りは低下したものの残高の増加により対前期7百万円増加いたしました。預け金利息は利回りの低下から対前期1百万円減少、有価証券運用におきましては、投資信託解約益の計上もあり、対前期32百万円増加いたしました。また、企業倒産等の減少から、今期も昨期に引き続き信用コストの戻入益が20百万円発生いたしました。

支出面では預金残高は増加しましたが、利回りは低下し預金利息は10百万円減少いたしました。経費面におきましても、人件費、物件費共に減少し4百万円の削減ができました。

その結果、最終利益はほぼ前年並みの131百万円を確保いたしました。

なお、この状況での当金庫の自己資本比率は7.96%となっております。

◆預金積金（地域からの資金調達状況）

お客様からお預かりした大切な預金は、皆様から信頼をいただいている証であります。お客様の大切な財産の運用として「安全に、確実に、気軽に」ご利用いただけるように、また、目的や期間に応じてお選びいただけますよう各種預金を取り揃えております。

預金積金残高 **【81,934百万円】**

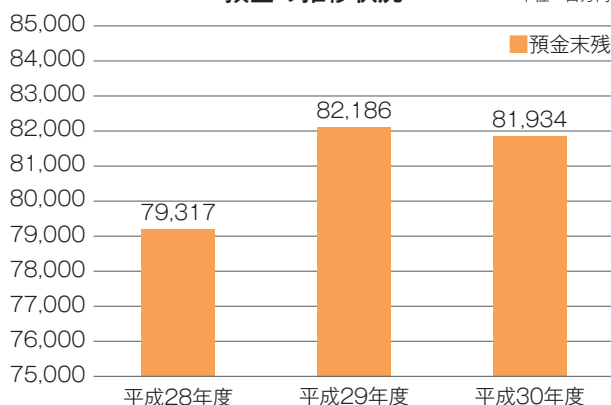
◆貸出金（地域への資金供給状況）

当金庫は、預金者に対する責任に応えるべく、出資者である会員の皆様へのご融資を基本として、地元中小企業の健全な発展と地域社会の繁栄に向けて、多数者利用の原則に基づく融資を心掛けております。

貸出金残高 **【47,288百万円】**

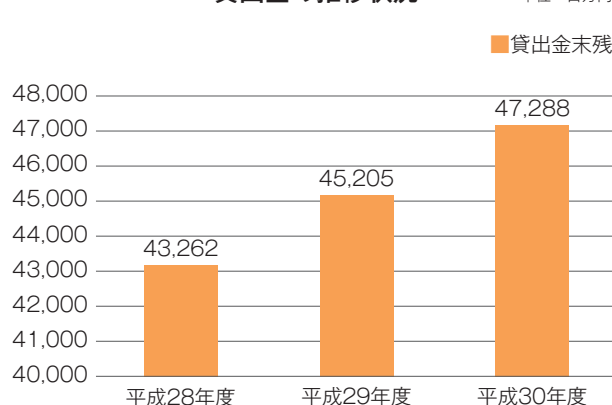
預金の推移状況

単位：百万円



貸出金の推移状況

単位：百万円

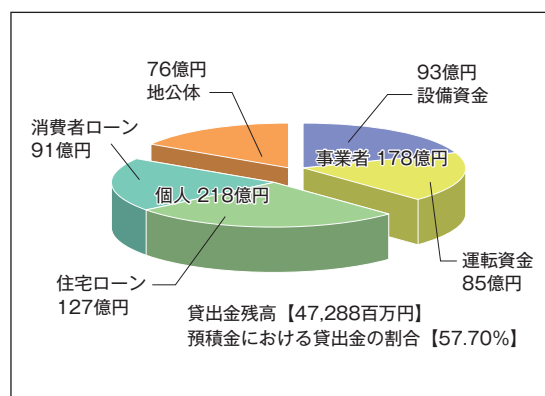


【貸出の運営方針】

- ① 地域に貢献する中小企業に対して積極的に支援します。
- ② 大口に偏重することなく、多数のお客様にご利用頂けるように徹底し、信用リスクを分散いたします。
- ③ 住宅資金や教育資金等の資金需要に対し、積極的に支援します。
- ④ 業種の片寄りを可能な限り是正し、バランスのとれた運用を行います。

なお、平成30年度における当金庫の貸出残高は右図の構成となっております。

また、地元中小企業の資金ニーズに迅速に応えるべく、多くの渉外担当者を配置し、きめ細かな融資推進ができる体制をとっております。



図【貸出金残高構成】

貸出以外の運用に関する事項

有価証券運用においては、現在の超低金利の状況に対応し、比較的安全な債券運用に加え運用の多様化を図り、投資信託等による運用ヘシフトし効率化を図っております。当年度の運用方針を定め、計画的に残高を積み増し収益の確保を図ってまいりました。また預け金につきましても定期預金を中心に運用等利回りの向上に努めました。今後とも安全で安定的な運用を基本として運用利回りの向上に努めてまいります。

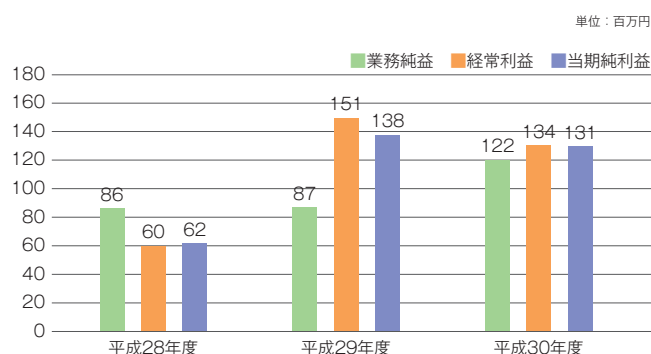
余資運用残高38,425百万円

※余資とは有価証券、預け金、金銭の信託等のことをいいます

今期決算に関する事項

地方の景況は依然として厳しい状況が続いておりますが、預金・貸出金共に期間を通して順調に推移し、特に貸出金は前年比4.6%の増加と高い伸び率となりました。利回りの低下傾向は続いておりますが、残高の増加により貸出金利息が増収となり、本業の収益は増収となりました。今期は前期と比較し、信用コストの戻入が減少したことから全体の収益では減収となりましたが、当期利益は概ね前年並みの利益を計上いたしました。

業務純益 122百万円
経常利益 134百万円
当期純利益 131百万円



自己資本比率の状況について

当金庫の今期の自己資本比率は、貸出金の増加等の要因で分母のリスクアセット額が増加したことから、自己資本額は増加いたしましたが、自己資本比率は低下いたしました。**国内基準行の所要自己資本比率「4.0%」は大きく上回っております。**

単位：百万円

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
自己資本額	2,511	2,621	2,723
リスクアセット額	30,611	32,681	34,200
自己資本比率	8.20%	8.02%	7.96%

今後も、積極的な引当により資産の健全性を維持しつつ、前向きな業務展開により安定的な収益確保を通して地域の皆様のための「金融サービス」のさらなる向上に努めてまいります。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

KARATSU SHINKIN BANK REPORT 2019

1. 中小企業の経営支援に関する取組方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給や事業運営に対する支援活動は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合や、お客様との対話の中で事業経営に関する課題を共有できた場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

2. 中小企業の経営支援に関する体制整備

当金庫は、上記取組方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な体制整備を図っております。

金融の円滑化

当金庫は、金融の円滑化を図るために理事会等において基本方針・金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程を策定しました。また、事業資金・住宅資金ご利用者がより相談されやすいよう全営業店および本部（融資部）にご返済計画相談窓口を設置するとともに、これまで以上にきめ細やかにお客様のご相談に対応していく体制整備を行っております。

外部専門家との連携

当金庫は、お客様の事業運営にかかる課題解決や経営改善について、より深度ある支援を行うため、専門性の高い中小企業診断士協会や税理士集団等の外部専門家との間で中小企業の経営支援に関する覚書を交わし、連携を図っております。また、佐賀県の中小企業再生支援協議会、経営改善支援センター、地域産業支援センター、保証協会などの外部機関とも連携し、積極的にその事業の活用に取り組んでおります。

他の金融機関との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

経営革新等支援機関の認定

当金庫は、平成24年8月30日に施行されました中小企業経営力強化支援法に基づき、会計等の専門的知識や実務経験を一定レベル以上有するものに対して認定される「経営革新等支援機関（認定支援機関）」の認定を平成24年11月に受けております。

人材の育成

当金庫は、お取引先の事業を的確に評価できるよう、職員の目利き力の向上を図るため、全国信用金庫協会や九州北部信用金庫協会など業界団体が主催する集合研修に積極的に職員を派遣しております。また、当金庫内においても外部機関と連携した勉強会を定期的に開催しております。

苦情・相談窓口の設置

お客様からの当金庫に対する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

唐津信用金庫 法務部 電話番号 0955-73-2105

受付時間 当金庫営業日の午前9時～午後5時

3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

創業・新規事業開拓の支援等新規融資への取組み

新たに開業・創業または新事業展開に取組む取引先に対して、平成30年度中に行った融資実績は以下の通りです。

実行件数	融資実行金額
7件	270百万円

このほか、「担保及び個人保証に過度に依存しない融資」に向けた取組みとしまして、スコアリングモデルを活用した低金利の無担保事業性融資商品である【小口ビジネスカードローン「からっと」】を開発し、平成18年8月から取扱いを開始しております。

平成31年3月末現在の実績は以下のとおりです。

契約口座数	契約額	利用残高
144口	490百万円	182百万円

- 当金庫は「日本政策金融公庫」と業務連携・協力に関する覚書を締結しており、平成30年11月には協調融資商品「創業・事業承継応援資金スタンド・アップ」の取扱いを開始し、創業支援を行いました。



日本政策金融公庫との協調融資商品の取扱い開始

成長段階における支援

- 当金庫は、お客様の販路拡大及びトップライン支援のため、ビジネスマッチング活動に取り組んでおります。平成30年度の取組状況は次の通りです。
 - ・平成30年9月 「第14回岡山県しんきん合同ビジネス交流会」へ参加（2社）
 - ・平成30年10月 「ひびしんビジネスフェア」へ参加（3社）
- 平成29年5月、佐賀県信用金庫協会に加盟する4金庫（唐津信用金庫・佐賀信用金庫・伊万里信用金庫・九州ひぜん信用金庫）は、経済団体「佐賀県中小企業家同友会」と中小企業支援に関する覚書を締結し、学習会の共同開催、しんきん合同商談会等への同友会加盟企業の参加促進などの活動を行っております。
- 平成30年10月には、大手企業OBの知見やノウハウを中小企業の経営に活かす目的で、シニア人材マッチングが九州北部信用金庫協会主催で開催され、当金庫も5社の企業を募り参加しました。
- 佐賀県が平成29年度から実施している、金融機関・商工団体・中小企業診断士等の支援機関が一体となって、企業の知的資産（強み・よかところ）を見つけ出し活用する「よかところ活用経営」事業へ、今後の取引先支援ノウハウ取得のため、当金庫職員も参加しました。

経営改善・事業再生等の支援

- お取引先の経営改善支援については、平成15年に「企業支援業務運営規程・要領」を策定し取組みを開始しました。平成25年度からは本部内に「支援担当者」を設置し、当該支援担当者を金庫の窓口として、保証協会や県の改善支援センターの外部専門家派遣事業を活用し、経営改善計画策定からその後のモニタリングまで中小企業診断協会や税理士集団等の外部専門家と二人三脚で改善支援活動に取り組んでおります。平成30年度の当金庫における取組み実績は次ページのとおりです。

		期初債務者数 (事業資金融資先) 平成30年3月末	うち 経営改善支援 取組先①	①のうち期末に債 務者区分が上昇し た先数②	①のうち期末に債 務者区分が変化し なかった先③	①のうち再生計画 を策定した先④
正常先		1,291	1		0	0
要 注 意 先	うちその他要注意先	178	15	2	10	15
	うち要管理先	3	2	1	1	2
破綻懸念先		48	17	1	15	17
実質破綻先		14	0	0	0	0
破綻先		0	0	0	0	0
合 計		1,534	34	4	26	34

債務者数・経営改善支援取組先は、取引先企業（個人事業主を含む）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含みません。

②には平成31年3月末の債務者区分が、平成30年3月末より上昇した先数を記載しております。

- 平成25年3月末をもって、金融円滑化法は終了しましたが、当金庫は円滑化法終了後も、お取引先の貸付条件変更等のお申し込みがあった場合には、当金庫において定めた基本方針に基づき、引き続き適切な対応に努めております。

平成21年度から30年度までの当金庫における取組実績は下表のとおりです。

（単位：件、百万円）

		相談	申込	実行	謝絶	取下	審査中
事業資金	件数	1,803	1,734	1,666	88	37	8
	金額	30,729	29,297	28,350	1,625	675	157
住宅資金	件数	92	85	66	17	9	0
	金額	816	749	568	167	70	0

経営者保証に関するガイドラインへの取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨と内容を十分に踏まえ、お客様からお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	30年度
新規に無保証で融資した件数	166件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	23.9%

4. 地域経済活性化への取組み等

◆ 地方自治体における地方創生への関与・取組みについて

地方創生に関する取組みとしては、唐津市の「まち・ひと・しごと創生会議」へ委員を派遣し、平成28年9月には唐津市との間で「地方創生に向けた包括連携に関する協定」を締結しました。

更に、ジャパン・コスメテック・センターに正会員として参画するとともに、唐津コスメテック・クラスター整備構想策定委員会へも委員を派遣しており、地域資源の活用や創業について金融面や経営支援の観点からお手伝いできる可能性について検討を進めております。

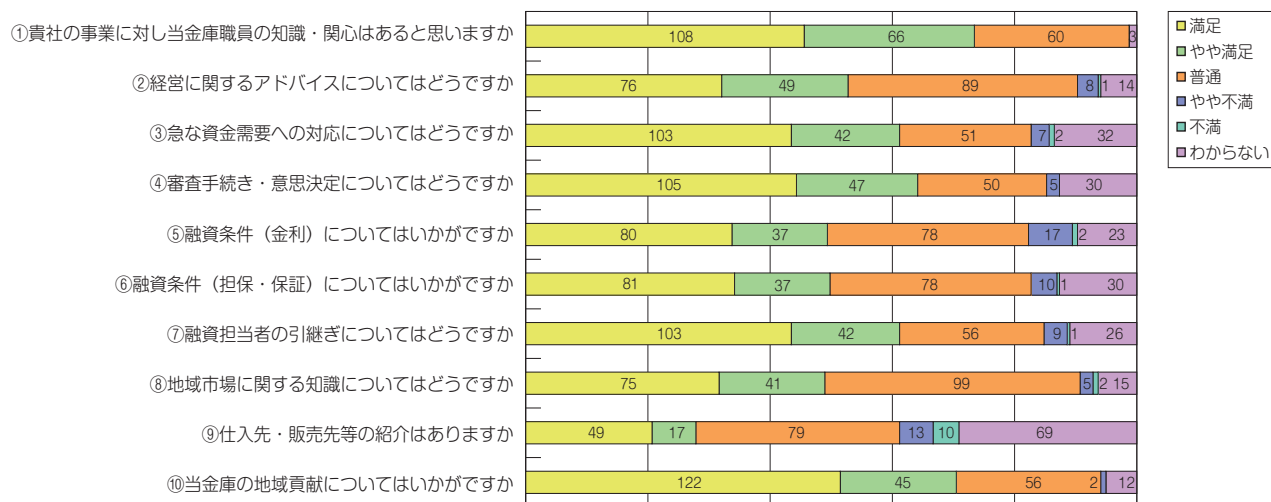
また観光面では、（一社）唐津観光協会に参画するとともに、県内金融機関とともに佐賀観光活性化ファンドに出資を行うなど、その振興へ向けたお手伝いを行っております。

地域利用者の利便性向上の取組み

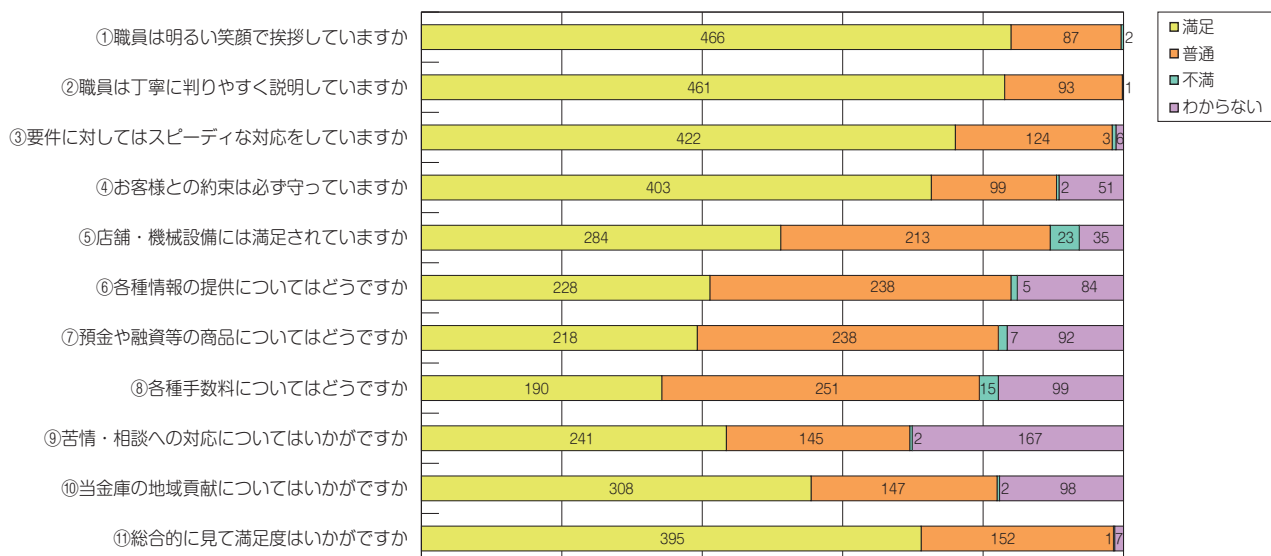
お客様満足度アンケートの実施と結果について

当金庫では、『地域密着型金融推進計画』に基づき地域利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立を目指しております。その一環として平成31年1月～2月に経営者と一般のお客様を対象にお取引の満足度という観点からアンケート調査を実施しました。その結果、次のようなご回答をいただきました。

1. 経営者における取引満足度アンケート結果【回答数237先】



2. 一般のお客様における取引満足度アンケート結果【回答数555先】



3. 改善に取組んだもの

満足度調査結果におきましては、当金庫に対し概ね好意的なご意見をいただいておりますが、貴重なご意見・ご要望も多数いただきました。ご協力いただきありがとうございました。

唐津信用金庫はお客様の声を真摯に受けとめ、利便性・満足度の向上に積極的に取組んでまいります。

文化的・社会的貢献活動

当金庫は地域社会の一員としてその経済・文化の発展に貢献できるよう地域の祭事やボランティア活動に積極的に参加しています。

虹の松原清掃活動



唐津が誇る国の特別名勝「虹の松原」に白砂青松を取り戻し、未来へと継承していくために、清掃活動を毎年3回定期的に行い、虹の松原の再生・保全活動に役職員一同で取り組んでいます。

万年青会活動



当金庫のお客様で組織している「万年青会」の皆様を対象に、日ごろのご愛顧への感謝と、より一層親睦を深めることを目的に、「ゲートボール大会」(平成30年9月3日開催)や「しんきんふれあい旅行」(平成30年11月開催)等の各種活動を実施しています。

婦人バレーボール大会



地元企業として、唐津市内各地域の婦人層で組織されている婦人バレーボール大会の運営の一端を支援させて頂いております。今年度で第21回目の開催となり、参加11チーム、計149名の選手による熱い戦いが繰り広げられました(平成31年2月3日開催)。

グランドゴルフ大会



唐津市河畔公園グラウンドにおいて28チーム130名の老人クラブ会員による唐津信用金庫杯「第11回唐津市老連グランドゴルフ大会」を開催いたしました(平成30年9月15日開催)。

土曜夜市オープニングパレードと チャリティバザーの開催



唐津に夏の到来を告げる、唐津中央商店街主催「からつ土曜夜市」オープニングパレードに参加し(平成30年7月21日)パレードを盛り上げるとともに、夜市イベントの一環として職員によるチャリティバザーを開催いたしました(平成30年7月28日開催)。

歳末助け合い募金・ 唐信会チャリティゴルフ募金



チャリティバザー売上金と金庫役職員の募金を「歳末助け合い募金」として、また平成30年10月に開催した「唐信会チャリティゴルフ大会」の募金を唐津市社会福祉協議会へ寄贈させていただきました。

虹の松原トライアスロン大会に ボランティア参加



唐津が誇る自然を舞台に、今年も第19回目となるトライアスロン大会が開催されました(平成30年6月17日)。地元企業として経済的支援およびフィニッシュ会場でボランティアスタッフとして多数の職員が参加しております。

唐津湾イカダ大会へ参加



唐津市民の夏祭りとして定着した「唐津湾イカダ大会」へ今年も金庫職員で参加しました。唐津湾を舞台に大小40艇程度のイカダが力を合わせて一斉にゴールを目指します。イベントを通じ地域の活性化に寄与できればと考えています(平成30年8月5日開催)。

業務の健全性・適切性を確保するための体制の整備

KARATSU SHINKIN BANK REPORT 2019

唐津信用金庫は、業務の健全性・適切性を確保するための基本方針として、「内部統制基本方針」を定め、有効な内部管理体制の確立に向け、「統合的なリスク管理体制」および「法令等遵守体制（コンプライアンス）」の整備に努めております。

内部統制システムの構築

1. 内部統制システム構築の基本方針について

以下に掲げた「内部統制基本方針」に則り、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性の確保に努めてまいります。

内部統制基本方針

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①法令等遵守の徹底を最重要課題の一つとして位置付け、「唐津信用金庫行動綱領」とこれに基づく「行動規範」を定めるとともに、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示した手引書である「コンプライアンス・マニュアル」およびコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を策定する。
- ②法令等遵守に関する事項を一元的に管理する「コンプライアンス統括部署」として法務部を置くとともに各業務部門および営業店等毎に「コンプライアンス担当者」を配置し、法務部との連携を図る。また、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接、法務室に報告・相談等を行うことができる相談窓口（ホットライン）を設置する。
- ③監査部は、法令等遵守の状況について監査を行い、その結果を理事会、常務会および監事に報告する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ①理事の職務の執行状況に関する情報については、「理事会規程」「常務会規程」「文書保存規程」に基づき、文書（電磁的記録を含む）に記録し、保存・管理する。
- ②理事および監事は、これらの文書について常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①適正なリスク管理を実現するため、「（統合的）リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として策定し、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性等に応じた管理規程等を策定する。
- ②当金庫全体のリスクを一元的に管理するリスク統括部署及びリスクカテゴリーごとの主管部署を定め、リスク管理の実効性および相互牽制機能の強化を図る。
また、リスク管理方針に基づき、資産・負債を総合管理し、運用戦略等の策定・実行に関わる部門を「ALM委員会」とする。
- ③リスク統括部署を「経営会議」とし、定期的に又は必要に応じて開催し、当金庫におけるリスクの状況把握を行い、対応を協議する。なお、リスク管理態勢に関する重要な事項は理事会にも報告する。
- ④監査部は、統合的リスク態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を理事会、常務会および監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その改善状況を検証する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①理事の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、理事会を原則月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとし、当金庫の経営方針及び業務戦略に関わる重要な事項については、予め常務会等において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- ②理事会は全役職員が共有する経営計画及び年度毎の業務運営方針を決定する。各担当役員は、これらに沿って、具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定するものとし、必要に応じて常務会等において議論を行う。
- ③理事会は経営計画及び業務運営方針に関して定期的に検証すべき項目を定め、各部門の現状分析、改善策等を担当理事に報告させ、必要に応じて見直しを行う。
- ④理事は、会員及び預金者等のステークホルダーの理解を得ることにより、当金庫の事業を効率的に運用するため、経営情報及び地域貢献活動等の開示を適時適切に行う。

5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- ①監事は、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員の配置を求めることができる。
- ②監事がその職務を補助すべき職員の配置を求めた場合は、常務会において協議のうえ、当該業務等を十分検証できる能力を有する者を配置する。

6. 前号の職員の理事からの独立性に関する事項

- ①監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないこととする。
- ②理事は、監事の職務を補助すべき職員の人事異動および考課等の人事権に係る事項の決定については、予め監事に同意を求めることとする。

7. 理事及び職員が監事に報告をするための態勢その他の監事への報告に関する体制

- ①理事は次に定める事項について、事態認識後直ちに監事に報告することとする。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
②理事会で決議された事項 ③常務会で決議された事項 ④当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

- ①経営状況について重要な事項 ④内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項 ⑦重大な法令・定款違反
⑥公益通報の状況及び内容 ⑧その他コンプライアンス上重要な事項
- ②職員は前項②から⑧に関する重大な事実を発見した場合は監事に直接報告できるものとする。
- ③監事はいつでも理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができるものとする。

8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監事は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、理事会、常務会及びその他の重要な委員会等に出席することができるほか、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、理事又は職員に対しその説明を求めることができる。
- ②監事は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うものとする。
- ③また、必要に応じて会計監査人の往査および監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができるものとする。
- ④監事が独自に意見形成するために、弁護士、公認会計士その他の専門家に依頼する体制を確保する。

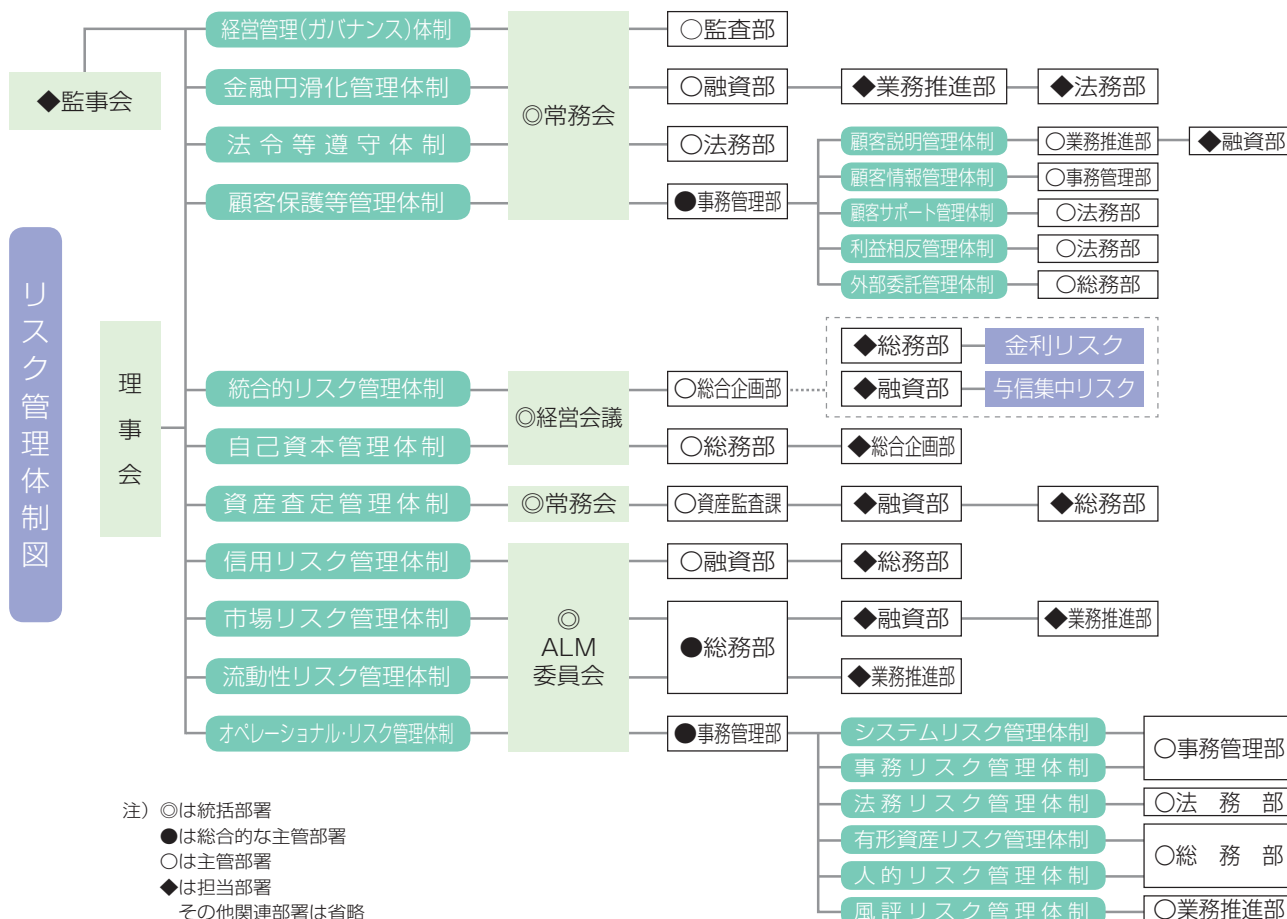
(付則) 当基本方針は、平成20年4月1日から実施する。

なお、当基本方針の改廃は、理事会の決議によるものとする。

2. 内部統制システムの運用状況の概要

当金庫は「内部統制基本方針」の実効性確保のため下記の施策を行っております。

- ◆毎月定例開催の理事会において法令等遵守状況の報告を行っております。
- ◆各部門にコンプライアンス担当者を任命し、主管部署の法務部により、定期的にコンプライアンス担当会議を開催し、法令遵守体制構築に努めております。
- ◆監査部は毎期各部門の総合監査を行い、その監査結果は理事に報告されております。
- ◆毎期、監事による監事監査を実施し、理事の職務執行状況を検証しております。
- ◆毎週開催の「常務会」等において、担当部門よりリスク管理関連の報告を行い、対応を検討しております。



統合的なリスク管理体制

金融業務の自由化、金融商品の複雑化や金融システムの高度化にともない、金融機関を取巻くリスクは一段と複雑・多様化しております。このような金融環境の中で、質・量ともに十分な自己資本を維持していくという自己管理型のリスク管理を行うことが求められております。当金庫では業務の健全性・適切性の確保及び収益性向上の観点から、リスク管理を経営上の重点課題と位置づけ、「経営会議」を統括部署として統合的なリスク管理体制の構築に向けた取組みを進めてまいります。

【統合的リスク管理】

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

当金庫は、業務の健全性・適切性の確保及び収益性向上を図るため、戦略目標、規模及びリスク特性等を踏まえ、必要と認められる適切なレベルの統合的リスク管理体制の構築に向けた取組みを行っています。

【信用リスク管理】

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し、当金庫が損失を被るリスクです。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、審査体制を厳格にするとともに営業部門への庫内研修や外部研修への参加、また本部による臨店指導等審査能力の向上を図っております。

【市場リスク管理】

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク要因の変動により、資産（貸出金、有価証券など）・負債（預金など）双方の価値が変動し損失を被るリスクと、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。なお、主な市場リスクとしては、「金利リスク」、「価格変動リスク」、「為替リスク」があります。

当金庫ではこれらの市場リスクに対応するため、「経営会議」や「ALM委員会」において経済、金利見通しに基づいた運用・調達方針を検討し、資産、負債のバランスを図り、収益性の向上、システム精度の向上に努めております。

【流動性リスク管理】

流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより被るリスク（市場流動性リスク）と、当金庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）をいいます。

当金庫では市場流動性の状況を適切に把握し対応するとともに、当金庫の資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰りを行なうことが極めて重要であることを認識し、態勢の整備及び実効的機能の確保に努めております。

【オペレーショナル・リスク管理】

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることや外生的な事象により損害が発生しうるリスクのことです。オペレーショナル・リスクには、「事務リスク」「システムリスク」の他、風評リスク・人的リスク・有形資産リスク・法務リスクなどがあります。

当金庫では、経営の健全性の確保及び顧客保護の観点に立って、これらのオペレーショナル・リスクを極小化するために職員研修や各種規程等の整備、内部監査部門による監査を実施するなど、効果的な管理を行うように努めております。

【事務リスク管理】

事務リスクとは、役職員が正確な事務処理を怠り、あるいは事故・不正等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスクのことです。

【システムリスク管理】

システムリスクとは、コンピュータ・システムの障害または誤作動等システム不備等に伴い当金庫が損失を被るリスクや、情報資産の漏洩、紛失、改ざん等コンピュータの不正使用による人為的要因により、当金庫が損失を被るリスクです。

【風評リスク管理】

風評リスクとは、マスコミ報道、取引先等の評判、業務上のトラブル等様々な要因から当金庫に対する評判の悪化や風説の流布等を招き、金庫経営上重大な有形無形の損失が発生するリスクです。

【人的リスク管理】

人的リスクとは、役職員の人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）から生じる労務問題、差別的行為（セクシュアルハラスメント等）により当金庫が損失・損害を被るリスクです。

【有形資産リスク管理】

有形資産リスクとは、自然災害やその他の事象等により、保有有形資産に毀損・損傷が生ずるなど、当金庫が損失を被るリスクです。

【法務リスク管理】

法務リスクとは、顧客に対する過失による義務違反及び不適切な取引慣行等から生ずる法的責任や信用失墜など当金庫が被るリスクです。

法令遵守体制（コンプライアンス）

当金庫は、金庫業務の健全性及び適切性確保の観点から、法令等遵守体制の整備・確立が経営の最重要課題の一つであることを認識し、信用金庫の持つ社会的責任と公共的使命を全うするため、「唐津信用金庫行動綱領」を定めるとともに、経営陣をはじめとする各役職員は、より高い倫理観、規範、道徳に基づいた公正で透明な業務活動を展開しております。

唐津信用金庫行動綱領

1. 地元で信頼される信用金庫

唐津信用金庫は、信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めます。

2. 地元で貢献できる信用金庫

唐津信用金庫は、経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様のニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融及び非金融サービスの提供等を通して、地域経済・地域社会の発展に貢献します。

3. 法令やルールを守る信用金庫

唐津信用金庫は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

4. わかりやすく、ふれあいのある信用金庫

唐津信用金庫は、経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。

5. 従業員を大切にする信用金庫

唐津信用金庫は、従業員の個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保します。

6. 環境にやさしい信用金庫

唐津信用金庫は、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組みます。

7. 地域社会に貢献する信用金庫

唐津信用金庫は、社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組みます。

8. 反社会的勢力を受け入れない信用金庫

唐津信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底します。

顧客保護等管理体制

当金庫は、預金者の皆様をはじめとして当金庫の業務を利用されている方々の保護及び利便性の向上の観点から、「顧客保護等管理方針」「利益相反管理方針」を定め、これらの体制の整備・確立に努めております。

顧客保護等管理方針

当金庫は、お客様の利益を保護し、利便性の向上を図るため、以下の事項について誠実に取り組み、お客様の立場にたった業務運営を行ってまいります。

1. 当金庫は、お客様への説明を要するすべての取引や商品について、そのご理解やご経験・ご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
2. 当金庫は、お客様からのご意見や相談および苦情については、真摯に対応し、お客様のご理解と信頼を得られるよう努めます。
3. 当金庫は、お客様に関する情報につきまして、業務上必要な範囲内で、法令等に従って適切に取得し、安全に管理します。
4. 当金庫は、お客様との取引に関連する業務を外部業者に委託する場合は、お客様の情報管理や対応が適切に行われるよう努めます。

5. 当金庫は、当金庫との取引において、お客様の利益が不当に害されることのないよう必要かつ適切な措置を講じます。

6. その他、お客様の保護及びお客様の利便の向上のため必要と判断される業務の管理を適切かつ十分に行います。

※本方針において「お客様」とは当金庫をご利用されている方及びご利用されようとしている方をいいます。

※お客様保護等の必要性のある業務とは、与信取引、預金等の受入れ、その他金融商品の販売、仲介、募集等の、お客様と当金庫の間で行われる全ての取引をいいます。

利益相反管理方針

当金庫は、お客様との取引にあたり、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、お客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、以下の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。

2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。

(1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引

①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引

②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引

③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引

(2) その他、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引

3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。

①対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法

②対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法

③対象取引またはお客様との取引を中止する方法

④対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法

4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。

5. 当金庫は、利益相反管理体制の適切性および有効性について定期的に検証します。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。

3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異常な取引および便宜供与は行いません。

4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

情報資産保護に関する基本方針(セキュリティーポリシー)

KARATSU SHINKIN BANK REPORT 2019

① 基本方針策定の目的

唐津信用金庫（以下「当金庫」という。）は金融機関としての社会的責任を果たすため、当金庫が保有する情報資産（以下「情報資産」という。）を適切に保護し管理しなければなりません。万が一にも情報資産の漏洩、紛失、不正使用、改ざん（以下「漏洩等」という。）が行われ、または情報システムが災害、故障その他の理由により停止した場合には、当金庫の業務遂行に重大な影響が及ぶことはもとより、企業イメージが低下し信用が失墜することにより当金庫に多大な損失がもたらされ、地域の中小企業者や住民の方々にご迷惑をおかけすることになります。このため当金庫は情報資産の安全対策に関する基本方針として、情報資産保護に関する基本方針（以下「本基本方針」という。）を定めました。

② 基本方針の位置付け

本基本方針は、情報資産の保護に関する諸規程の最上位に位置するものであり、情報資産保護のための具体的施策に関しては安全対策基準をはじめとする関連規程・規則に定めるものとします。

③ 役職員の責務

当金庫の役職員（時間労働者、派遣社員、短期労働者を含む。以下において同じ。）は本基本方針が有効に機能するように努めなければならない。

④ 管理体制

情報セキュリティの統括責任者として、情報セキュリティ担当役員を置き、情報セキュリティの維持管理を当金庫全体で統一的行う体制を整備しています。

⑤ 監査体制

情報資産が適切に保護・管理されていることを確認するため、監査部門による検証を行うこととしており、検証結果を情報セキュリティ統括責任者へ報告する体制になっております。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

宣言文については当金庫のホームページ (<http://www.karashin.co.jp>) にも掲載しております。

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

KARATSU SHINKIN BANK REPORT 2019

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または法務部で受け付けています。

- 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。
苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

唐津信用金庫 法務部

住所：唐津市大名小路310-35
TEL：0955-73-2105 FAX：0955-74-5414
受付時間：9:00～17:00（信用金庫営業日）
受付媒体：電話、手紙、FAX、面談

※お客様の個人情報苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

- 当金庫のほか、（一社）全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」や「九州北部地区しんきん相談所」等でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記法務部にご相談ください。

（しんきん相談所）

	全国しんきん相談所 （一社）全国信用金庫協会	九州北部地区しんきん相談所 （一社）九州北部信用金庫協会
1. 住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1-10-4
2. 電話番号	03-3517-5825	092-481-8815
3. 受付時間	信用金庫営業日 9:00～17:00	信用金庫営業日 9:00～17:00
4. 受付媒体	電話、手紙、面談	電話、手紙、面談

- 福岡弁護士会のほか、東京弁護士会等が設営運営する相談センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、上記当金庫連絡先「法務部」または上記「しんきん相談所」へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

（福岡県弁護士会仲裁センター等）

名 称	天神弁護士センター
住 所	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通5-14-12（南天神ビル内）
電話番号	092-741-3208
受付時間	月～金 9:00～19:00 土日祝日 9:00～13:00

名 称	北九州法律相談センター
住 所	〒803-0816 北九州市小倉北区金田1-4-2（北九州弁護士会館内）
電話番号	093-561-0360
受付時間	月～金 9:30～12:30、13:30～15:30

名 称	久留米センター
住 所	〒830-0021 久留米市篠山町11-5（筑後弁護士会館内）
電話番号	0942-30-0144
受付時間	月～金 10:00～11:30、13:00～16:00

（東京弁護士会等）

名 称	東京弁護士会紛争解決センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031
受付時間	月～金（祝日、年末年始除く）9:30～12:00、13:00～15:00

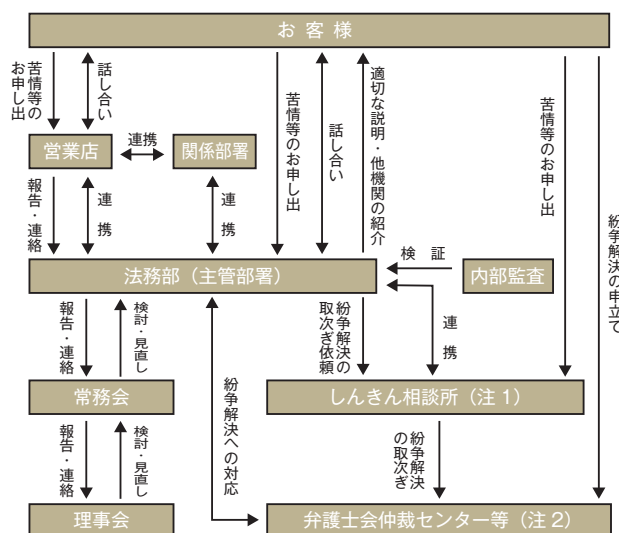
名 称	第一東京弁護士会仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3595-8588
受付時間	月～金（祝日、年末年始除く）10:00～12:00、13:00～16:00

名 称	第二東京弁護士会仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-2249
受付時間	月～金（祝日、年末年始除く）9:30～12:00、13:00～17:00

6 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

- 営業店および各部署に責任者をおくとともに、法務部がお客様からの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
[全信協注：規定例第6条第1項をもとに作成。]
- 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および法務部が連携したうえ、速やかに解決を図るように努めます。
- 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客様に対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を法務部から行います。
- お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- お客様からの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- 苦情等への取組体制



（注1）しんきん相談所 ▶ 全国しんきん相談所・九州北部地区しんきん相談所
（注2）弁護士会仲裁センター等 ▶ 福岡県弁護士会仲裁センター・東京弁護士会紛争解決センター
・第一東京弁護士会仲裁センター・第二東京弁護士会仲裁センター

主要な業務の内容紹介

KARATSU SHINKIN BANK REPORT 2019

協同組織の地域金融機関である唐津信用金庫は、地域の中小企業や個人の皆様に対する円滑な金融・情報サービスを提供するため、小口多数取引に徹した事業活動をきめ細やかに展開しています。

また、多様化する地域の皆様のニーズにお応えべく、商品性、サービス内容の充実にも努めています。

預金業務

国民大衆の貯蓄機関として、会員のみならず会員以外の皆様からも広く預金を受け入れて、着実な資産づくりをお手伝いしております。信用金庫の預金は総じて定期性比率が高いのが特徴ですが、特に主力としている「定期積金」は、毎月お客様を訪問し集金を行うことでお客様のご要望をお伺いし、また各種情報のご提供を行うなど、非価格サービスの徹底に努めています。

取扱預金：当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金 等

貸出業務

地域の皆様の様々なニーズに幅広くお応えできるよう、当金庫ならではの商品を数多くご用意し、ご利用をお待ちいたしております。近年の不況下においても事業主の皆様のご期待にお応えし、豊富に資金を還元、ご利用頂いております。また個人のお客様には各種消費者ローンを取り揃え、豊かな生活実現のお役にたたせて頂いております。

取扱貸出：(イ) 貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越
(ロ) 手形の割引 銀行引受手形、商業手形 等

為替業務

全国の金融機関への送金、振込、代金取立等の業務を通して、数多くのお客様にご利用頂いております。

当金庫の各店舗は、全国信用金庫データ通信システム、全国銀行データ通信システム等による為替網を通じて、全国の信用金庫はもとより、銀行等の民間金融機関とオンラインで結ばれており、迅速かつ安全にご利用頂くことができます。

外国為替の取扱につきましては、信金中央金庫を通してご利用頂けます。

その他の業務

◎当金庫では他にも以下のような業務を通してきめ細やかなサービスに努めています。

- ① 国債等公共債の引受け・窓口販売等の証券業務
- ② 国の機関である「日本政策金融公庫」等の代理業務
- ③ 県や市等の有利な制度融資
- ④ 債務の保証
- ⑤ 住宅ローン関連の長期火災保険や個人年金保険等の保険窓口販売業務
- ◎ また金融商品ばかりでなく、皆様の幅広いニーズにお応えするため
 - ① 保護預かり及び貸金庫業務
 - ② 年金の自動受取り
 - ③ 給与振込み
 - ④ 日本銀行歳入代理店
 - ⑤ 地方公共団体の公共料金等の口座自動引落とし、税金の収納代理
 - ⑥ 株式払込金の受入及び株式配当金、公社債元利金の支払業務
 - ⑦ スポーツ振興くじ「toto」の当選金払戻業務
 - ⑧ でんさいネット

など各種サービスにも注力しております。

皆様の金融機関として何なりとお気軽にご相談下さい。

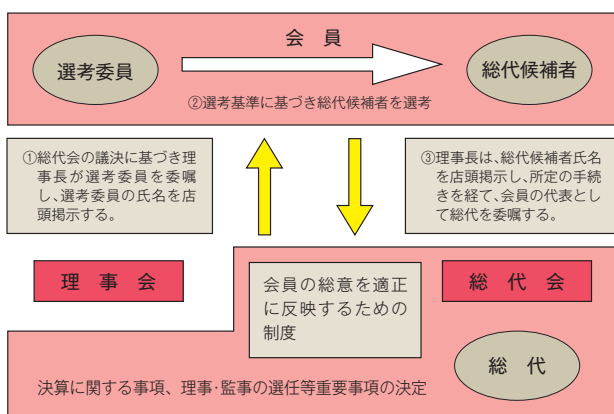
1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人1人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

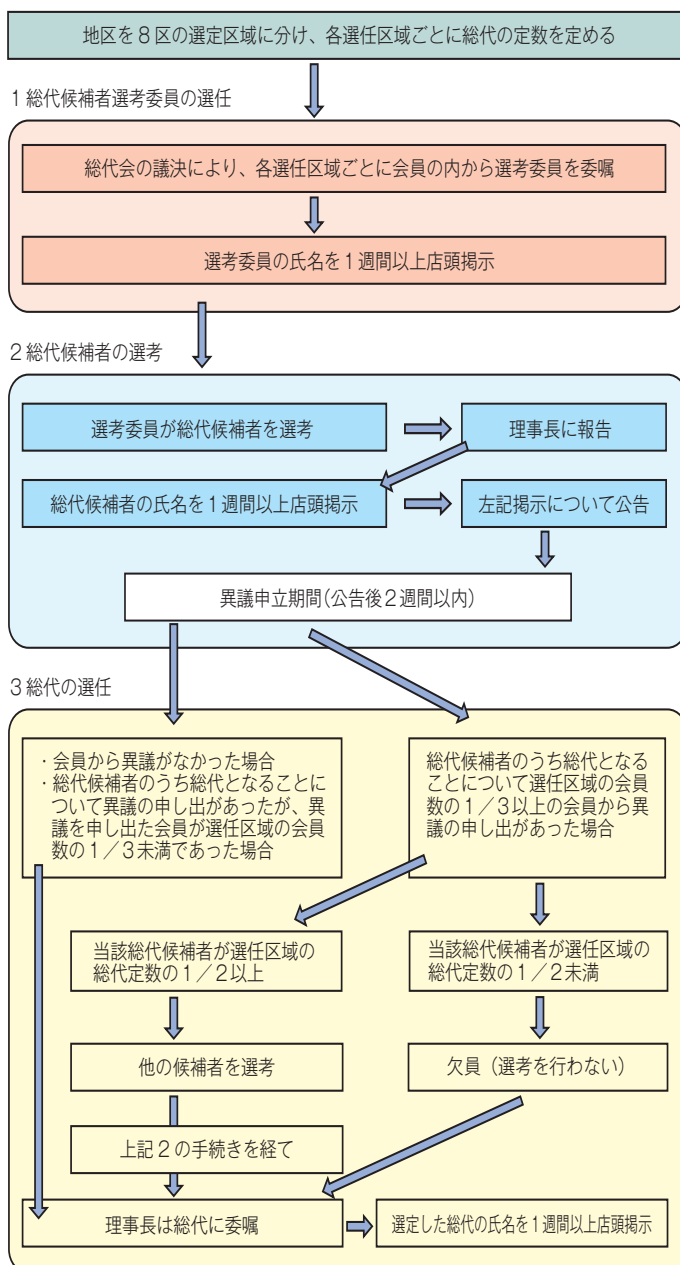
この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員1人1人の意見が金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

<総代会は、会員1人1人の意見を適正に反映するための開かれた制度です>



(3) 総代選任までの手続き



2. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は、70人以上100人以下で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。なお、平成31年3月31日現在の総代数は75人で、会員数は8,609人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の手続きを経て選任されます。

総代候補者の選考基準

- 1. 資格要件**
 - ・当金庫の会員であること
- 2. 適格要件**
 - ・総代として相応しい見識を有している方
 - ・行動力があり、積極的な考え方ができる方
 - ・良識を持って正しい判断ができる方
 - ・人格、見識に優れ、金庫の発展に寄与できる方
 - ・地域における信望が厚い方
 - ・地域での居住年数が長く、人縁が深い方
 - ・金庫の理念、使命をよく理解し、金庫と密接な取引関係を有する方

組織図

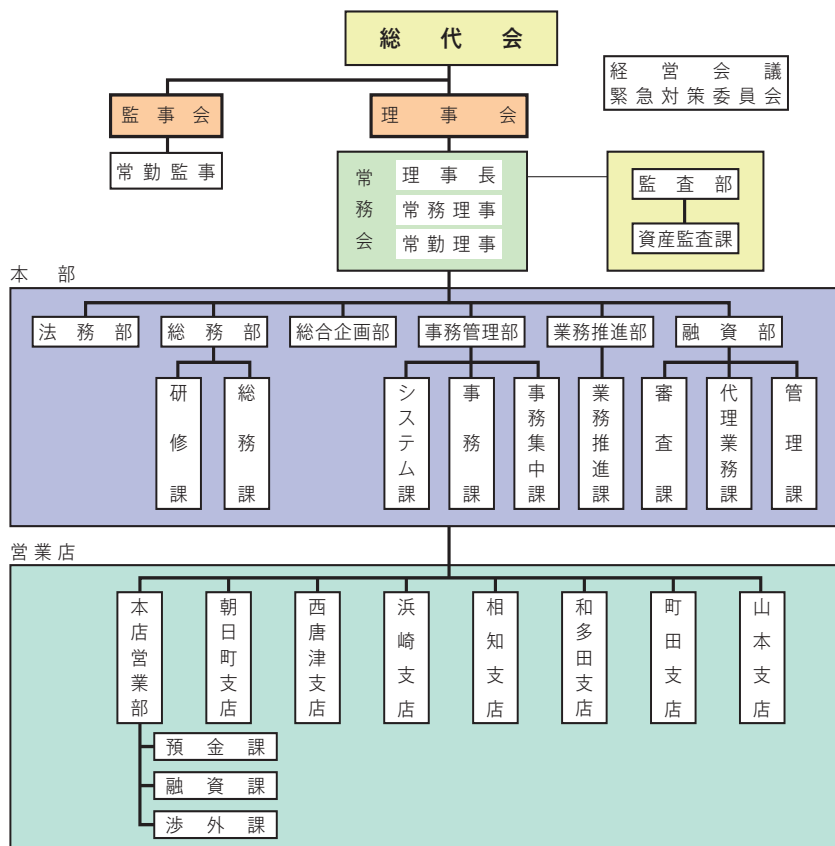
KARATSU SHINKIN BANK REPORT 2019

金庫概要

創立 昭和26年10月20日（前身：昭和4年12月24日産業組合法により唐津町信用販売購買組合として発足）

本店 佐賀県唐津市大名小路310番地の35

営業区域 佐賀県一円、福岡県糸島市



役員

（令和元年7月1日現在）

役職名	氏名	任期
理事長	落合 正利	令和2年6月 総代会
常務理事	山本 陽一郎	令和2年6月 総代会
常勤理事	山田 茂司 富永 裕一 富永 祥治	令和2年6月 総代会
非常勤理事	竹尾 啓助 ^(※1) 辻 幸徳 ^(※1) 小林 哲 ^(※1) 井上 洋一郎 ^(※1)	令和2年6月 総代会
常勤監事	井上 雅博	令和3年6月 総代会
非常勤監事	松本 廣根 ^(※2) 山下 正美 ^(※2)	令和3年6月 総代会

※1 理事 竹尾啓助氏、辻幸徳氏、小林哲氏、井上洋一郎氏は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 松本廣根氏、山下正美氏は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

ガバナンスについて

当金庫は、コンプライアンスとリスク管理を2本の柱として、ガバナンス体制（内部統制）を構築しております。健全なガバナンス体制を組織に定着させるため、コンプライアンス（法令等遵守）を統括する法務部と金庫全体の業務運営やリスク管理を統括する部門である総合企画部及び独立性が確保された内部監査部署である監査部を専任部署とし、組織を統括する体制としております。

●総代会

総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。詳細につきましては、20ページ「総代会について」をご覧ください。

●理事会

理事会は、金庫の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督します。理事会は、法令または定款のほか、理事会規定に基づき運営されます。

●常務会

常務会は、常勤理事で構成され、経営の基本的方針に基づいて、その全般的な執行方針を確立するため、経営に関する重要な事項を審議し、併せて業務執行の全般的統制を行うことを任務とします。

●監事会

監事会は、員外監事（信用金庫法第32条第5項に規定）2名を含む3名で構成され、独立の機関として理事の職務執行を監査することにより、会計監査に加え業務監査を実施しております。

昭和 4年 9月	産業組合法に基づく「有限責任唐津町信用販売購買組合」発起人会開催	平成12年 3月	デビットカードサービス取扱開始
12月	同上成立、呉服町に事務所を置く	7月	まいづるショッピングプラザに店外ATM設置
昭和 7年 2月	事務所を朝日町（現朝日町支店所在地）に移転	平成13年 3月	スポーツ振興くじ（toto）払戻業務取扱開始
7月	販売購買部門を廃し「有限責任唐津市信用組合」に変更	4月	火災保険等損害保険の窓口販売開始
昭和 8年 3月	名称を「有限責任信用組合唐津庶民金庫」に変更	平成15年 9月	七山出張所を浜崎支店へ統合
昭和16年 9月	東出張所（東唐津）西出張所（西唐津）を新設	平成16年11月	「決済用普通預金」取扱開始
昭和18年 8月	市街地信用組合法に基づく「唐津信用組合」に組織変更	平成17年 3月	アイワイバンク銀行（現セブン銀行）とのATM利用提携
昭和24年10月	内町支店（木綿町）新設、東出張所を廃止	平成18年 7月	印鑑照合システム全店稼働開始
昭和25年 4月	西出張所を西唐津支店と改称	9月	「唐津市の観光振興への提言」を刊行し報告会を開催
昭和26年10月	信用金庫法施行により「唐津信用金庫」に組織変更	11月	朝日町支店新設
昭和27年 7月	浜崎支店新設	平成19年 8月	自動体外除細動器（AED）を本店営業部に設置
昭和28年 8月	相知支店新設	平成20年 6月	イオン銀行とATM利用提携
昭和37年11月	本店を朝日町より大手口（旧市役所跡）に移転、内町支店を廃止し旧本店は朝日町支店として存続	8月	経済にかかる教育教材DVDを唐津市内の小学校へ提供
昭和38年11月	七山出張所新設	10月	ICキャッシュカード（含む生体認証）の発行を開始
昭和40年 6月	相知支店新築移転	12月	携帯電子マネーチャージサービス、ネット口座振替受付サービス開始
昭和41年 6月	営業地区に二丈町を追加	平成21年 8月	「中小企業等金融円滑化法」対応開始
昭和44年 7月	朝日町支店新設	平成22年 3月	退職金専用定期預金 取扱開始
昭和45年 5月	営業地区に糸島郡を追加	5月	からつしんぎんビジネスクラブ 発足
昭和48年 6月	営業地区に「佐賀県一円及び糸島郡」を追加	7月	信用金庫業界勘定系システムハード集約
昭和49年10月	新本店落成、現位置	平成23年 1月	TKC九州会「経営支援計画策定支援サービス」取扱開始
昭和50年12月	第1次オンラインシステム稼働開始	平成24年11月	経営革新等支援機関（認定支援機関）の認定を受ける
昭和53年11月	和多田支店新設	平成26年 8月	日本政策金融公庫と業務連携・協力に関する覚書を締結
昭和54年10月	西唐津支店新築移転	平成27年 4月	佐賀県内4信用金庫にて「大規模災害時における相互支援に係る協定書」締結
昭和56年10月	第2次オンラインシステム稼働開始	平成28年 8月	「唐津市」と地方創成包括連携協定締結
昭和57年10月	町田支店新設	平成29年 1月	「佐賀県事業引継ぎ支援センター・佐賀県事業承継支援センター」と業務提携・協力に関する覚書締結
12月	七山出張所新築移転	2月	呼子支店を本店営業部へ統合
昭和59年 1月	証券業務取扱開始	3月	障害者差別解消法に配慮したATM（ユニバーサルデザイン）を全店導入
昭和60年12月	日本銀行と当座勘定取引開始	5月	「佐賀県中小企業同友会」と中小企業支援に関する覚書を締結
昭和61年 5月	浜崎支店新築移転	7月	「公益財団法人佐賀県地域産業支援センター」と業務連携・協力に係る包括連携協定を締結
12月	日銀歳入代理店に指定	平成30年11月	日本政策金融公庫と協調商品「創業・事業承継応援資金」を取扱開始
昭和63年 5月	第3次オンラインシステム稼働開始	平成31年 1月	キャッシュレス決済「Origami」の加盟店募集開始
平成 2年 9月	山本支店新設	2月	フィンテック企業「freee株式会社」とAPI連携開始
平成 3年10月	両替商業務開始		
平成 4年 6月	さかえ大黒天安置		
平成 5年10月	JR唐津駅に共同店外CDコーナー設置		
平成 7年 3月	まいづるスリーナインに店外ATM設置		
平成 8年 9月	オンラインシステムをポスト3次システムにレベルアップ		
10月	呼子支店新設		
平成 9年 2月	唐津市役所に店外ATM設置		
平成10年 1月	ポスト第3次システム9.5バージョンサービス開始		
4月	サンフレッシュに店外CDコーナー設置		
平成11年 3月	郵貯（現ゆうちょ銀行）自動機との利用提携		
6月	テレホンバンキングサービス開始		
9月	ジャスコ唐津店に店外ATMコーナー設置		

事業・サービスのご案内

KARATSU SHINKIN BANK REPORT 2019

預金

種 類	ご利用いただける方	内 容	お預け入れ期間	お預け入れ額
普通預金	個人および法人のお客さま	給与・年金などのお受取り、公共料金の自動支払い、インターネットサービスなど便利に利用できます。キャッシュカードを作成する事で ATM からの引き出しが可能です。	お出し入れ自由	1 円以上
普通預金（総合口座）	個人のお客さま (20 歳以上)	1 冊の通帳に普通預金と定期性預金をセットしたものです。普通預金の機能に加え、セットされた定期預金・積金の合計 90% または 300 万円のうちのいずれか少ない金額までの自動融資がご利用できます。	お出し入れ自由	普通預金は 1 円以上
決済性預金 (普通預金無利息型)	個人および法人のお客さま	預金保険制度により全額保護される、無利息型の普通預金です。	お出し入れ自由	1 円以上
貯蓄預金	個人のお客さま	5 段階の残高 (①10 万円未満②10 万円以上③30 万円以上④50 万円以上⑤100 万円以上) 毎に決められた利率が適用されます。	お出し入れ自由	1 円以上
納税準備預金	個人および法人のお客さま	納税のための準備預金で、租税納付にあてる場合に限り非課税となります。	お預け入れは自由 お払出しは租税納付時	1 円以上
当座預金	個人および法人のお客さま	商取引にご利用いただく、小切手・手形の支払いのための預金です。	お出し入れ自由	1 円以上
通知預金	個人および法人のお客さま	まとまった資金の短期間の運用に便利な預金です。	7 日間以上	1 円以上
定期預金	スーパー定期預金	個人および法人のお客さま まとまった資金の運用に便利な預金です。季節毎にキャンペーンも行っています。	1 カ月以上 5 年以内	1 円以上
	大口定期預金	個人および法人のお客さま 大口資金の運用に最適で、有利な利回りの預金です。	1 カ月以上 5 年以内	1,000 万円以上
	期日指定定期預金	個人のお客さま お利息は 1 年ごとの複利計算で、お預け入れ日の 1 年経過後からいつでもお引き出しが可能です。	1 年～ 3 年	1 円以上 300 万円未満
	変動金利定期預金	個人および法人のお客さま お預け入れ後 6 か月毎に、市場の金利変動に応じて利率が変動する預金です。	1 年・2 年・3 年	1,000 円以上
	年金受給者専用定期預金（福寿）	個人のお客さま 当金庫で公的年金を受給されているお客さま、または新たに 1 年以内に年金受給予定の方を対象に、金利を上乗せする預金です。	1 年	1 円以上～ 300 万円以下
	退職金専用定期預金	個人のお客さま 退職金を受取られてから 1 年以内に、新規でご契約いただける方対象に、金利を上乗せする預金です。当金庫で公的年金のお受取りを指定していただける方には更に金利が上乗せとなります。	1 年	100 万円～ 退職金受取金額の 範囲内
定期積金	個人および法人のお客さま	毎月一定日に一定金額を積立てていただく預金です。	1 年以上 5 年以下	1,000 円以上
子育て支援定期積金 (すくすく)	個人のお客さま	大学生以下の就学者または乳幼児の方を対象に、金利を上乗せする積立預金です。	2 年・3 年・4 年・5 年	1,000 円以上

個人ローン関連

種 類	お使いみち	ご融資限度額	ご返済期間
カードローン	お使い道ご自由で便利なカードです。必要な時に必要な分だけご利用いただけます。	10 万以上 500 万円以内	1 年・2 年・3 年※自動更新
教育カードローン	在学期間中の様々な教育資金ニーズに対応し、必要な時に必要な分だけご利用いただけます。卒業後は証書貸付へ移行し毎月分割返済となります。	50 万以上 500 万円以内	カードローン 5 年以内 (1 年自動更新) 証書貸付 3 カ月以上 10 年以内
カーライフプラン	新車・中古車・バイク・自転車や車検・借換えなどの様々なカーライフにご利用いただけます。	1,000 万円以内	3 カ月以上 10 年以内
フリーローン	お使い道ご自由です。趣味やレジャー・ショッピングなどの生活プランからおまとめ資金まで、様々な場面でご利用いただけます。	1,000 万円以内	3 カ月以上 10 年以内
シニアライフローン	当金庫に年金を受給される方が対象で、車購入や旅行費用のほか、健康で文化的な生活を営むために必要な資金にご利用いただけます。	100 万円以内	3 カ月以上 10 年以内
教育プラン	入学金や授業料をはじめ、教材費や下宿費用、留学費用や借換資金などにご利用いただけます。	1,000 万円以内	3 カ月以上 16 年以内
住宅ローン	住宅の新築・購入・リフォーム・借換資金から土地の購入、住宅ローン利用に伴う諸費用などにご利用いただけます。	1 億円以内	35 年以内
無担保住宅ローン	自宅の購入・リフォーム・借換資金など住宅資金全般にご利用いただけます。	1,500 万円以内	3 カ月以上 20 年以内
リフォームプラン	住宅のリフォーム・車庫の設置・バリアフリー工事などにご利用いただけます。	1,000 万円以内	15 年以内
農業従事者さま専用ローン	農業従事者さま専用ローンで農業事業に関する資金や生活費などにもご利用いただけます。	500 万円以内	3 カ月以上 10 年以内
福祉プラン	介護用機器・老人ホーム入居一時金・借換資金など福祉に伴う資金全般にご利用いただけます。	500 万円以内	3 カ月以上 10 年以内
がん先進医療ローン	がん先進医療の治療費（技術料）の費用	300 万円以内	3 カ月以上 7 年以内
職域サポートローン	当金庫と「職域サポート契約」を締結頂いている提携事業所にお勤めの皆さまが対象となり、各種ローンのご相談時に金利・保証料等を引下げた商品のご利用ができる制度です。		

中小企業・個人事業主

種 類	お使いみち	ご融資限度額	ご返済期間
事業者カードローン	法人および個人事業者対象のカードローンです。急な事業に必要な資金もカードで便利にご利用いただけます。	500万円以内	2年（更新型）
割引手形	一般商業手形の割引きをいたします。		
手形貸付	運転資金など短期資金をご融資いたします。		
証書貸付	設備資金など長期資金が必要な時にご融資いたします。		
各種制度融資	佐賀県、福岡県などの有利な制度融資を取扱っております。		
代理業務	信金中央金庫、住宅金融支援機構、独立行政法人福祉医療機構などの代理業務を取扱っております。		

その他業務

商品名	しくみと特色
保険代理店業務	生命保険（終身保険・医療保険・がん保険）等を取扱っております。損害保険（住宅ローン関連の火災保険・傷害保険・業務災害保険）等を取扱っております。
Origami Pay	スマートフォンでの決済がご利用いただけます。
クラウドファンディング	専用のインターネットサイトを通じて、共感した人から広く資金を集める方法です。目標金額達成後、支援者にはお返しをします。（提携先：READYFOR）
サッカーくじ（totoくじ）	当選金の払戻業務を行っております。（本店営業部のみ）

ご利用ください 唐津信用金庫のキャッシュコーナー

- 日曜・祝日も銀行・郵貯のカードがご利用頂けます。
- 当金庫以外の信用金庫でお取引のお客様もカードでご入金頂けます。（ご通帳でのご入金は共同事務センター加盟の金庫のお客様に限らせて頂いております）
- 当金庫・九州管内の信用金庫のお客様はご通帳での出金・記帳ができます。（ご通帳での出金はカード発行口座のみ可能です）
- 本店営業部・西唐津支店・浜崎支店・相知支店にハンドセット（音声ガイド）付ATMを設置しています。

設置場所 （所在地）	平日		土日祝日		お振込		現金 振込	営業時間帯	
	入金	出金	入金	出金	平日	土日祝			
本 店 （大手口）	○	○	○	○	○ （平日8:45より）	○	○	平 日 土 日 祝 日	8:00～21:00 9:00～17:00
まいづる 999 （町田山の口）	○	○	○	○	○	○		平 日 土 日 祝 日	10:00～21:00 10:00～19:00
サンフレッシュ 神田	○	○	○	○	○	○		平 日 土 日 祝 日	9:00～21:00 9:00～19:00
イオン唐津店 （鏡字立神）	○	○	○	○	○	○		平 日 土 日 祝 日	9:00～21:00 9:00～19:00
まいづる ショッピングプラザ	○	○	○	○	○	○		平 日 土 日 祝 日	9:30～21:00 9:30～19:00
唐津市役所 （西城内）	○	○			○			平 日	8:45～19:00
西唐津 （大島通り）	○	○	○	○	○	○	○	平 日 土 日 祝 日	8:45～19:00 9:00～17:00
浜 崎 （浜崎）	○	○	○	○	○	○	○		
相 知 （相知）	○	○	○	○	○	○	○		
和多田 （南先石）	○	○	○	○	○	○	○		
朝日町 （朝日町）	○	○			○		○	平 日	8:45～18:00
町 田 （町田1丁目）	○	○			○		○		
山 本 （山本）	○	○			○		○		

しんきんネットで ますます便利です！

ゼロネットサービスタイム

- 平日 8:45～18:00の入出金
- 土曜 9:00～14:00の出金

ゼロネットサービスとは、全国の信用金庫が提携して、北海道から沖縄まで全国各地に設置されている自動機（CD・ATM）の手数料が無料となるサービスです。全国どこでもお給料のお引出し、お買い物の代金の入出金が無料でご利用頂けます。ご出張やご旅行時のご入用、お子様の遠隔地ご就学時の生活費のご利用等なお一層お得で便利になりました。



注. 自動機による現金での振込は、本店（平日8:00～17:30）、支店（平日8:45～17:30）までとし以後はキャッシュカードによるお取扱いとなります。

商品紹介

KARATSU SHINKIN BANK REPORT 2019

2018 定期祭
 (申込期間) 平成30年6月15日(金)～平成30年8月31日(金)
 キャンペーン期間中、定期預金を10万円以上新規でご契約されたお客様に、**3倍**の金利でお預かりいたします。
 キャンペーン期間中、定期預金を新規でお借入のお客様に、**3倍**の金利でお預かりいたします。

2018年
サマーキャンペーン

2018 ウィンターキャンペーン
 (申込期間) 平成30年12月3日(月)～平成31年1月31日(木)
 キャンペーン期間中、定期預金を10万円以上新規でご契約されたお客様に、**3倍**の金利でお預かりいたします。
 キャンペーン期間中、定期預金を新規でお借入のお客様に、**3倍**の金利でお預かりいたします。

2018年
ウィンターキャンペーン

創業・事業承継応援資金 スタンド・アップ
 ご融資金額 唐津信用金庫 **1,000** 万円以内
 ご融資金額 日本政策金融公庫 **1,000** 万円以内
 連携専門家による経営相談
 ワンストップ融資相談
 佐賀県よろず支援拠点による無料相談

創業・事業承継応援資金
スタンド・アップ

スーパーフリーローン クローザー
 あなたの生活応援宣言！
 からっしんさんの新型ローン
 ご融資期間 最大 **10** 年以内
 お使いみち **自由**
3.8%
 ～年13.5%
 パソコンスマートフォンから24時間OK!!

スーパーフリーローン
クローザー

退職金専用 定期預金
 退職金専用 定期預金
 0.10%
 0.15%
 0.15%

退職金専用
定期預金

カーライフプラン
 特別金利
 年 **1.0%**
 変動金利
 保証料別途0.54%
 最大10年までご融資可能

カーライフプラン

からっしんさんの カードローン
 お使いみち **自由**
 ご融資金額 **10** 万円以上 **50** 万円以内
 ご融資利率 **年15%**
 カードローン

カードローン

「新型」しんきんフリーローン ユーティリティー
 ユーティリティー
 年 **1.5%**
 変動金利

「新型」しんきんフリーローン
ユーティリティー

平成30年度主なるできごと

KARATSU SHINKIN BANK REPORT 2019

日 付	項 目
6月 1日	クラウドファンディング支援サービス取扱開始
6月15日	信用金庫の日 PRグッズ配布
6月15日 ~ 8月31日	「2018サマーキャンペーン定期預金」取扱開始
6月17日	「第19回虹の松原トライアスロン大会」ボランティア参加
6月26日	第75期通常総代会開催 於:唐津シーサイドホテル
7月 1日 ~ 9月28日	佐賀・長崎県内信用金庫消費者ローンキャンペーン実施
7月12日	「事業性評価 SWOT分析実践研修会」開催
7月21日 ~ 7月28日	からつ土曜夜市パレード参加・YCサークルチャリティバザー開催
8月11日	「ローカルベンチマークと知的資産経営セミナー」開催
8月18日	平成30年度 第1回虹の松原清掃活動
8月26日	YCサークル24時間テレビチャリティ募金集金活動
9月 3日	第8回「唐津信用金庫杯ゲートボール大会」開催
9月13日	第19回岡山県「しんきん合同ビジネス交流会」参加(岡山)
9月15日	第11回「唐津信用金庫杯唐津市老連グランドゴルフ大会」開催
9月17日	第62回佐賀県信用金庫野球大会 【優勝】
9月19日 ~ 9月20日	城南信用金庫 「よい仕事おこしフェア2018」参加(東京)
10月 1日 ~ 11月30日	しんきん経営者年金統一キャンペーン実施
10月 9日	振込み24時間365日対応開始
10月13日	平成30年度 第2回虹の松原清掃活動
10月19日	第26回「唐信会チャリティゴルフ大会」開催
10月25日	シニア人材経営支援マッチング会参加
11月 1日 ~ 2月28日	消費者ローン・カードローン増強キャンペーン実施
11月15日	第4回遺言・相続全国一斉相談会
11月21日	日本政策金融公庫と提携し協調融資商品を販売開始
11月28日	「ひびしんビジネスフェア2018」参加(北九州市)
12月 3日 ~ 1月31日	「2018ウィンターキャンペーン定期預金」取扱開始
12月11日	第76期上期決算説明会、総代懇談会 於:長崎荘
12月27日	歳末助け合い募金・唐信会チャリティ募金
1月 4日	スマートフォン決済「Origami」加盟店募集取扱開始
2月 1日 ~ 5月31日	佐賀・長崎しんきん給与振込獲得キャンペーン
2月 3日	第21回「しんきん杯婦人バレーボール大会」開催
2月 4日	フィンテック企業「freee株式会社」とAPI連携開始
2月16日	平成30年度 第3回虹の松原清掃活動
3月19日 ~ 3月20日	「インバウンド&全国逸品商談会」参加(東京)

信金中央金庫のご案内(しんきん中金)

KARATSU SHINKIN BANK REPORT 2019

信用金庫にはセントラルバンクとして信金中央金庫(しんきん中金)があります

全国の信用金庫を会員とする信金中央金庫は、信用金庫の中央機関として信用金庫から預けられた資金と金融債(リツレン)を発行して調達した資金等を合わせた、**総資産39兆円**を有する我が国有数の金融機関です。地方公共団体や地元企業、信用金庫取引先の中小企業、地域住民の皆様方の多様なニーズにお応えし、地域経済社会の繁栄に信用金庫と一体となり貢献しています。

金融ビッグバンによって多様化する新たな業務や顧客ニーズ等について、信用金庫が個別に対応することが困難であったり、または効率的でないような場合は、信金中央金庫がその機能を補完します。

また、信用金庫業界では、今まで以上に安心してお取引していただくために平成13年4月に「信用金庫経営力強化制度」を創設致しました。これは、「信金中金」が会員金庫の経営分析や経営相談、資本増強などで信用金庫を強力にサポートする制度です。全国に広がる信用金庫と「信金中金」は固い絆で結ばれ、お互いを強化し合い日本の金融業界で確固たる地位を占めております。

◎(株)しんきん信託銀行 ◎しんきん証券(株) ◎信金インターナショナル(株)
◎しんきんアセットマネジメント投信(株) ◎(株)しんきん情報システムセンター
◎信金キャピタル(株) ◎信金ギャランティ(株) 等

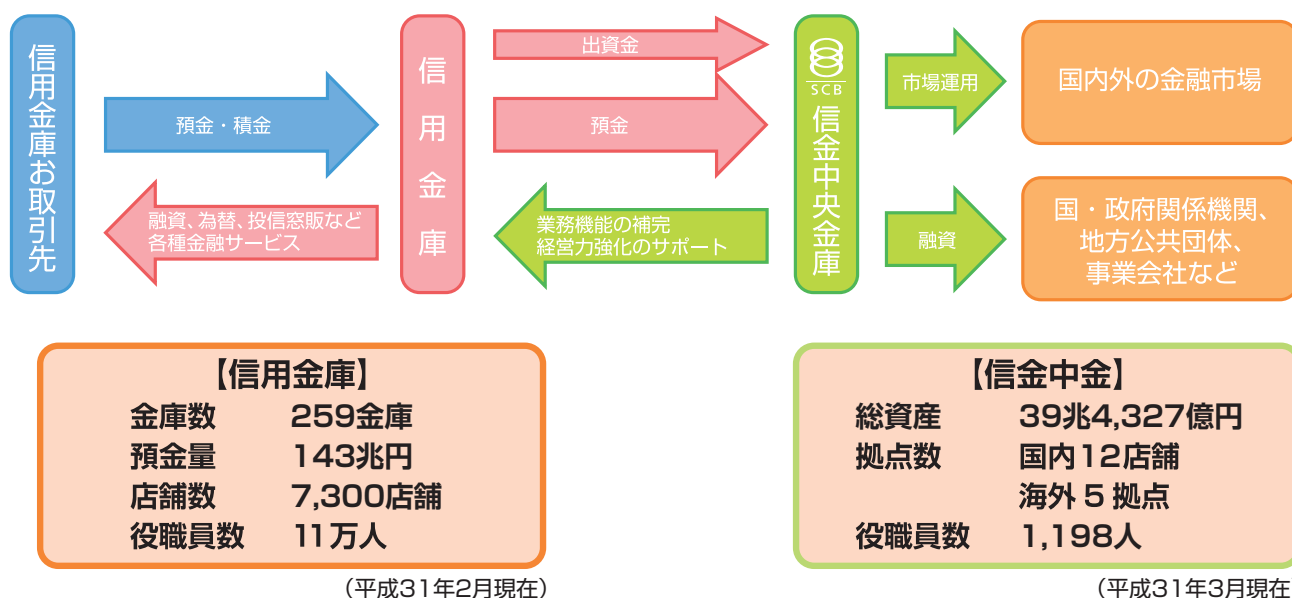
信用金庫業界は他にも下記の関連会社を有しています。

◎しんきん保証基金 ◎信金中金ビジネス(株) 等

信金中央金庫ホームページ <http://www.shinkin-central-bank.jp/>



信金中央金庫本店





資料編

<営業の状況>

財務資料

貸借対照表／損益計算書／剰余金処分計算書

主要な事業の状況

最近5年間の主要な経営指標の推移

経常収益／経常利益／当期純利益／出資総額／総口数／純資産額／総資産額／預金積金残高
貸出金残高／有価証券残高／単体自己資本比率／出資に対する配当金／役員数／職員数／会員数

2期事業年度における主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益及び業務粗利益率／資金運用収支・役務取引等収支・その他業務収支
資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高・利息・利回り・資金利鞘
受取利息及び支払利息の増減／総資産経常利益率／総資産当期純利益率

主要な業務の状況を示す指標

人件費／物件費／税金

預金に関する指標

預金の平均残高／定期預金種類別残高

貸出金等に関する指標

科目別の平均残高／金利区分毎の残高／担保別残高／使途別・業種別残高、／債務保証残高
債務保証見返の担保別内訳／預貸率／貸倒引当金の状況／貸出金の償却
リスク管理債権の引当・保全状況／金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

有価証券に関する指標

有価証券の種類別の平均残高／預証率／有価証券の残存期間別残高／時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

有価証券の状況

売買目的有価証券／満期保有目的の債券／子会社・子法人等株式及び関連法人等株式
その他有価証券デリバティブ取引の状況／運用目的の金銭の信託／満期保有目的及びその他の金銭の信託

自己資本の充実の状況

自己資本の構成に関する開示事項／定量的な開示事項
有価証券・金銭の信託等の時価、評価損益／デリバティブ取引等の状況

自己資本の充実の状況等について（定性的な開示事項）

自己資本調達手段の概要／自己資本の充実度に関する評価方法の概要／信用リスクに関する事項
信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
証券化エクスポージャーに関する事項／オペレーショナルリスクに関する事項
銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
銀行勘定における金利リスクに関する事項

財務資料

KARATSU SHINKIN BANK REPORT 2019

貸借対照表

(単位：百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
勘定科目	平成29年度	平成30年度	勘定科目	平成29年度	平成30年度
現金	1,811	1,826	預金積金	82,186	81,934
預け金	16,138	14,384	当座預金	576	559
買入金銭債権	100	60	普通預金	33,926	35,167
金銭の信託	—	—	貯蓄預金	187	206
有価証券	23,843	23,980	通知預金	—	—
国債	4,970	3,642	定期預金	44,259	42,582
地方債	4,263	3,658	定期積金	2,919	2,983
社債	7,719	7,299	その他の預金	316	435
株式	261	270	借用金	2,149	2,415
その他の証券	6,628	9,109	その他の負債	238	273
貸出金	45,205	47,288	未決済為替借	26	34
割引手形	150	214	未払費用	114	122
手形貸付	1,372	1,416	給付補填備金	1	1
証書貸付	41,193	43,206	未払法人税等	0	0
当座貸越	2,488	2,450	職員預り金	53	57
その他の資産	482	496	リース債務	1	0
未決済為替貸	8	14	その他の負債	40	56
信金中金出資金	361	361	賞与引当金	21	21
未収収益	80	82	退職給付引当金	134	134
その他の資産	32	38	役員退職慰労引当金	66	35
有形固定資産	535	524	偶発損失引当金	25	35
建物	151	143	繰延税金負債	96	184
土地	342	342	債務保証	154	135
リース資産	1	0	負債計	85,073	85,171
その他の有形固定資産	39	37	純 資 産 の 部		
無形固定資産	5	5	出資金	235	234
ソフトウェア	1	0	普通出資金	235	234
その他の無形固定資産	4	4	利益剰余金	2,348	2,470
繰延税金資産	—	—	利益準備金	242	242
債務保証見返	154	135	その他利益剰余金	2,105	2,227
貸倒引当金	△ 304	△ 284	特別積立金	1,395	1,395
(うち個別貸倒引当金)	△ 251	△ 250	当期末処分剰余金	710	832
資産の部合計	87,972	88,418	処分未済持分	△ 0	△ 0
			会員勘定合計	2,583	2,704
			その他有価証券評価差額金	315	542
			評価・換算差額等合計	315	542
			純資産の部合計	2,899	3,247
			負債及び純資産の部合計	87,972	88,418

注) 1. 動産不動産の減価償却累計額 1,318百万円
 2. 理事及び監事に対する金銭債権総額 23百万円
 3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

勘 定 科 目	平成29年度	平成30年度
経常収益	1,437,521	1,418,012
資金運用収益	1,210,074	1,248,890
貸出金利息	941,284	948,436
預け金利息	24,614	23,548
有価証券利息配当金	235,088	267,437
その他の受入利息	9,086	9,468
役務取引等収益	113,949	121,277
受入為替手数料	54,148	53,848
その他の役務収益	59,801	67,429
その他業務収益	6,765	4,768
外国通貨売買益	—	—
国債等債券売却益	503	458
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	6,262	4,310
その他経常収益	106,731	43,075
株式等売却益	25,308	19,427
金銭の信託運用益	—	—
償却債権取立益	385	—
貸倒引当金戻入益	77,088	20,359
その他の経常収益	3,949	3,289
経常費用	1,285,523	1,283,780
資金調達費用	59,580	48,891
預金利息	53,148	42,237
給付補填備金繰入額	840	859
借用金利息	4,818	4,993
その他の支払利息	773	799
役務取引等費用	176,972	188,247
支払為替手数料	19,637	20,054
その他の役務費用	157,335	168,193
その他業務費用	425	13,419
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	365	7,697
国債等債券償還損	—	5,695
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	60	26
経費	1,031,909	1,018,874
人件費	677,468	666,913
物件費	338,879	337,145
税金	15,561	14,815
その他経常費用	16,635	14,347
貸倒引当金繰入額	—	—
貸出金償却	—	—
株式等償却	1,944	—
株式売却損	—	485
固定資産処分損	—	3
金銭の信託運用損	—	—
その他の経常費用	14,690	13,858
経常利益	151,997	134,232
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	3,013	—
固定資産処分損	3,013	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期利益	148,984	134,232
法人税、住民税及び事業税	624	577
法人税等調整額	10,000	2,000
当期純利益	138,360	131,655
前期繰越金	572,255	701,213
当期末処分剰余金	710,615	832,868

注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 貸借対照表の注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建 物 | 6年～50年 |
| その他 | 2年～20年 |
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 8-1. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。
- なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
- | | |
|----------|--|
| 過去勤務費用 | その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11～13年）による定額法により費用処理 |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を（それぞれ発生の翌事業年度から）費用処理 |
- 8-2. (1) 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- | | |
|--------------------------------|--------------|
| ①制度全体の積立状況に関する事項（平成30年3月31日現在） | |
| 年金資産の額 | 1,669,710百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,806,457百万円 |
| 差引額 | △136,747百万円 |
| ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成30年3月分） | |
| | 0.0712% |
- ③補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高197,854百万円及び別途積立金61,107百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金12百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- (2) 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（連合設立型確定給付企業年金基金）に加入しております。
- 連合設立型確定給付企業年金基金の第1給付部分については、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度の第1給付部分への拠出額を退職給付費用として処理しております。（当該企業年金制度は第1給付部分〔共通給付部分〕と第2給付部分〔事業所給付部分〕とで構成されております。）
- なお、当該企業年金制度の第1給付部分の直近の積立状況および第1給付の拠出等に占める当金庫の割合ならびにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- | | |
|----------------------------------|---------|
| ①第1給付部分の積立状況に関する事項（平成30年3月31日現在） | |
| 年金資産の額 | 59百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | 55百万円 |
| 差引額 | 3百万円 |
| ②第1給付部分に占める当金庫の拠出割合（平成30年3月分） | |
| | 1.6522% |
- ③補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高3百万円であります。
- 本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利金等定率償却であります。
9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
12. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額23百万円
13. 有形固定資産の減価償却累計額1,318百万円
14. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両、パソコン、LAN設備、オートキャッシャー、収納管理機、オンライン端末、交換機、ビジネスホン等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
15. 貸出金のうち、破綻先債権額は21百万円、延滞債権額は1,901百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取り立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

16. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は7百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

17. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は104百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

18. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,035百万円であります。

なお、15.から18.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は214百万円であります。

20. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券/国債 107百万円-日本銀行蔵入代理店契約に基づく担保

預け金/定期預金 2,000百万円-為替決済保証金

預け金/定期預金 2,500百万円-信金中金借入金にかかる担保

担保資産に対応する債務

借入金 2,415 百万円

21. 出資1口当たりの純資産額6,932円52銭

22. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ①信用リスクの管理

当金庫は、融資関連規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの信用管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、信用管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ②市場リスクの管理

- (i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、経営会議及びALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務部および総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで理事会に報告しております。

- (ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、経営会議及びALM委員会の方針に基づき、常務会、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行っております。

このうち、総務部および総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

- (iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、資産勘定においては「有価証券」、「預け金」、「貸出金」であり、負債勘定においては「預金積金」、「借入金」が対象となります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、四半期毎にVaRを用いて市場リスク量を計測し、定量分析を行っております。

当金庫のVaRは分散共分散法を用いており、計測の前提条件を保有期間3ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年で算出しております。

平成31年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で654百万です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

- ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

KARATSU SHINKIN BANK REPORT 2019

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	14,384	14,416	31
(2) 有価証券	23,972	23,970	△2
満期保有目的の債券	200	197	△2
その他有価証券	23,772	23,772	—
(3) 貸出金 (*1)	47,288		
貸倒引当金 (*2)	△284		
	47,004	47,239	235
金融資産計	85,360	85,625	264
(1) 預金積金 (*1)	81,934	82,076	141
(2) 借入金 (*1)	2,415	2,443	28
金融負債計	84,349	84,519	169

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利をベースとしたスポットレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的のものの有価証券に関する注記事項については24.から27.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①、②の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

②①以外の債権については、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元金金の合計金額を同様の新規貸出しを行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元金金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	7
その他証券	0
合 計	7

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金 (*1)	3,540	0	2,715	800
貸出金 (*2)	7,379	15,442	11,121	10,407
有価証券	1,556	8,954	12,302	200
満期保有目的	—	—	—	200
その他有価証券のうち満期があるもの	1,556	8,954	12,302	—
合計	12,475	24,396	26,138	11,407

(*1) 預け金のうち、期限の定めのないものは、含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、延滞、期流れおよび期限の定めのないものは、含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金 (*)	30,940	14,146	71	73
借入金	284	1,136	920	75
合計	31,224	15,282	991	148

(*) 預金積金のうち要求払預金は「1年以内」に含めております。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「外国証券」、「その他の証券」が含まれております。以下、27. まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	200	197	△2
合 計		200	197	△2

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	202	140	61
	債券	14,500	13,999	501
	国債	3,642	3,519	122
	地方債	3,658	3,548	109
	社債	7,199	6,930	268
	外国証券	407	400	7
	その他	5,655	5,360	295
	小 計	20,766	19,900	865
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	60	81	△21
	債券	99	100	△0
	社債	99	100	△0
	外国証券	296	300	△3
	その他	2,548	2,647	△98
	小 計	3,006	3,129	△123
合 計		23,772	23,029	742

25. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
債券	807	0	0
国債	300	0	—
地方債	199	0	0
社債	307	0	—
その他	513	19	7
合 計	1,320	19	8

27. 当事業年度中に保有目的を変更した有価証券はありません。

28. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「国債」に合計207百万円含まれております。

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、12,555百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が5,294百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		評価性引当額	△285
貸倒引当金	67 百万円	繰延税金資産合計	15
退職給付引当金	36		
有価証券	3	繰延税金負債	
減価償却費	13	その他有価証券評価差額金	199
繰越欠損金	147	繰延税金負債合計	199
その他	31	繰延税金負債の純額	184 百万円
繰延税金資産小計	300		

2. 損益計算書の注記

注1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たり当期純利益金額279円73銭

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	平成 29 年度	平成 30 年度
当期末処分剰余金	710,615,498	832,868,555
特別積立金取崩額	—	—
合計	710,615,498	832,868,555
剰余金処分額	9,402,453	9,352,616
法定準備金	—	—
出資に対する配当金	9,402,453	9,352,616
役員賞与金	—	—
特別積立金	—	—
次期繰越金	701,213,045	823,515,939

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定し、そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬につきましては、監事会により決定しております。

【賞与】

非常勤を含む全役員の賞与につきましては、業績等を勘案のうえ毎期引当金を計上し、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の承認を得た後、支払うこととしております。

【役員退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 平成30年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	71

(注) ①対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。

②上記の内訳は、「基本報酬」60百万円、「退職慰労金」11百万円となっております。なお、平成30年度は「賞与」は支払っておりません。また、「退職慰労金」は当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の金額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成30年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) ①対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

②「同等額」は、平成30年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

③平成30年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

会計監査人の監査報告書

平成29年度及び30年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は信用金庫法第38条の2の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

財務諸表の適正性に係る確認書謄本

平成30年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和元年6月27日

唐 津 信 用 金 庫
理事長 落合 正利 ㊞

主要な事業の状況

KARATSU SHINKIN BANK REPORT 2019

1. 最近5年間の主要な経営指標の推移

主 要 勘 定	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
経 常 収 益	1,515,386 千円	1,413,229 千円	1,412,446 千円	1,437,521 千円	1,418,012 千円
経 常 利 益	239,052 千円	64,518 千円	60,933 千円	151,997 千円	134,232 千円
当 期 純 利 益	226,163 千円	56,904 千円	62,293 千円	138,360 千円	131,655 千円
出 資 総 額	236,813 千円	236,900 千円	236,509 千円	235,893 千円	234,220 千円
出 資 総 口 数	473,626 口	473,800 口	473,018 口	471,786 口	471,786 口
純 資 産 額	2,836 百万円	3,069 百万円	2,922 百万円	2,899 百万円	3,247 百万円
総 資 産 額	79,259 百万円	81,783 百万円	84,848 百万円	87,972 百万円	88,418 百万円
預 金 積 金 残 高	75,674 百万円	76,913 百万円	79,317 百万円	82,186 百万円	81,934 百万円
貸 出 金 残 高	39,241 百万円	40,542 百万円	43,262 百万円	45,205 百万円	47,288 百万円
有 価 証 券 残 高	24,195 百万円	24,856 百万円	24,684 百万円	23,843 百万円	23,980 百万円
単体自己資本比率	9.11 %	8.61 %	8.20 %	8.02 %	7.96 %
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	20 円	20 円	20 円	20 円	20 円
役 員 数	11 人	11 人	11 人	11 人	12 人
（うち常勤役員数）	5 人	5 人	5 人	5 人	6 人
職 員 数	100 人	103 人	99 人	97 人	93 人
会 員 数	8,374 人	8,446 人	8,525 人	8,572 人	8,609 人

2. 2期事業年度における主要な業務の状況を示す指標

（業務粗利益）

（単位：千円）

勘 定 科 目	平成29年度	平成30年度
業 務 粗 利 益	1,124,378	1,093,811
業 務 粗 利 益 率	1.28%	1.28%
資 金 運 用 収 支	1,199,999	1,150,493
資金運用収益	1,248,890	1,210,074
資金調達費用	48,891	59,580
役 務 取 引 等 収 支	△ 66,970	△ 63,023
役務取引等収益	121,277	113,949
役務取引等費用	188,247	176,972
そ の 他 業 務 収 支	△ 8,651	6,340
その他業務収益	4,768	6,765
その他業務費用	13,419	425

（注） 1. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
2. 国内業務部門のみです。

（資金運用収支の内訳）

勘 定 科 目	平成29年度			平成30年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資 金 運 用 勘 定	85,113 百万円	1,210,074 千円	1.42 %	87,438 百万円	1,210,074 千円	1.42 %
うち貸出金	43,806	941,284	2.14 %	46,023	948,436	2.06 %
うち預け金	16,279	24,614	0.15 %	16,946	23,548	0.13 %
うち有価証券	24,632	235,088	0.95 %	23,908	267,437	1.11 %
資 金 調 達 勘 定	84,468	59,580	0.07 %	86,737	48,891	0.05 %
うち預金積金	82,359	53,988	0.06 %	84,508	43,096	0.05 %
うち借入金	2,057	4,818	0.23 %	2,175	4,993	0.22 %

（注） 資金運用勘定は運用勘定計から無利息預け金の平均残高（平成29年度11百万円、平成30年度6百万円）を控除して表示しております。

KARATSU SHINKIN BANK REPORT 2019

(利鞘)

(単位：％)

	平成29年度	平成30年度
資金運用利回	1.42	1.42
資金調達原価率	1.26	1.21
総資金利鞘	0.16	0.21

(受取・支払利息の分析)

(単位：千円)

	平成29年度			平成30年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減額	残高による増減	利率による増減	純増減額
受取利息	61,038	△ 112,591	△ 51,553	21,001	17,434	38,435
うち貸出金	59,315	△ 66,530	△ 7,215	27,367	△ 20,215	7,152
うち預け金	3,029	△ 5,895	△ 2,866	473	△ 1,539	△ 1,066
うち有価証券	△ 1,306	△ 40,166	△ 41,472	△ 6,839	39,188	32,349
支払利息	△ 1,031	0	△ 1,031	2,022	△ 12,913	△ 10,891
うち預金積金	△ 1,031	0	△ 1,031	2,022	△ 12,913	△ 10,891

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については両者の増減割合に応じて按分しております。
2. 国内業務のみ取扱っております。

総資産経常利益率・総資産当期利益率

(単位：％)

	平成29年度	平成30年度
総資産経常利益率	0.17	0.15
総資産当期利益率	0.16	0.15

(注) 総資産経常(当期)利益率＝経常(当期)利益／総資産(除く債務保証見返)平均残高×100

経費の状況について

(単位：千円)

科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人件費	691,579	677,468	666,913
報酬給料手当	531,391	512,397	511,368
退職給付費用	74,177	81,393	70,367
その他	86,011	83,677	85,177
物件費	354,223	338,879	337,145
事務費	158,866	162,289	161,273
(うち旅費・交通費)	2,305	2,225	4,019
(うち通信費)	16,002	16,480	16,321
(うち事務機械賃借料)	7,881	11,915	11,955
(うち事務委託費)	101,594	102,668	101,821
固定資産費	68,711	60,520	70,335
(うち土地建物賃借料)	6,522	4,969	5,509
(うち保全管理費)	46,243	42,253	40,735
事業費	46,572	46,931	44,796
(うち広告宣伝費)	12,732	14,468	10,777
(うち交際費・寄贈費・諸会費)	33,840	32,463	34,019
人事厚生費	8,658	8,168	9,246
減価償却費	38,551	31,804	23,917
その他	32,863	29,164	27,576
税金	16,752	15,561	14,815
合 計	1,062,555	1,031,909	1,018,874

預金に関する指標

KARATSU SHINKIN BANK REPORT 2019

預金の平均残高

(単位：百万円)

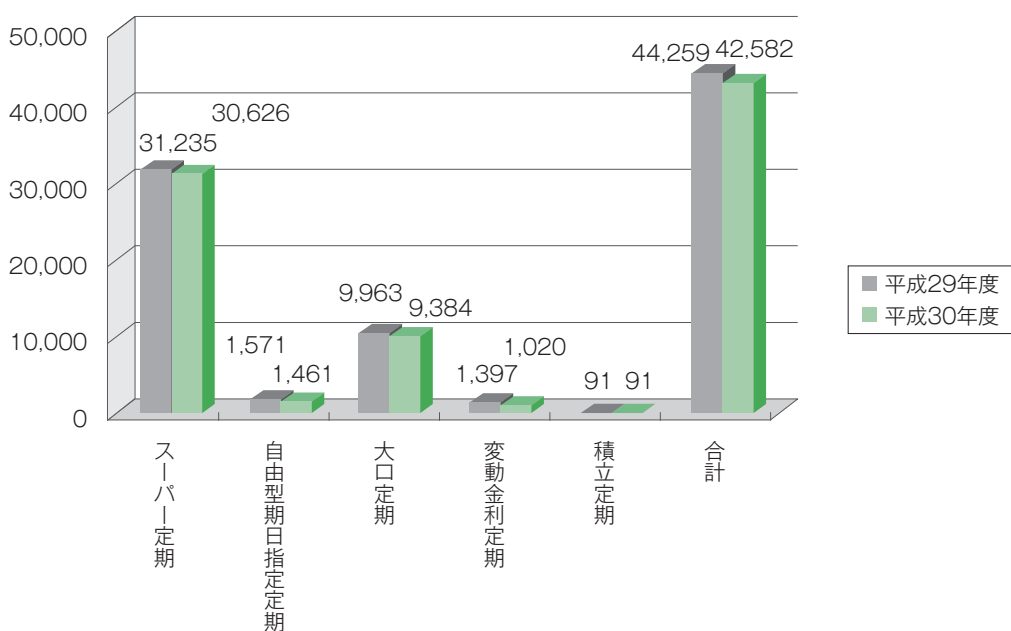
科 目	期末残高		期中平残	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
当 座 預 金	576	559	508	582
普 通 預 金	33,926	35,167	33,185	34,666
貯 蓄 預 金	187	206	193	201
通 知 預 金	0	0	0	0
そ の 他 の 預 金	316	435	323	343
流動性預金	35,007	36,368	34,209	35,793
定 期 預 金	44,259	42,582	45,319	45,824
うち固定金利定期預金	42,862	41,562	43,793	44,499
うち変動金利定期預金	1,397	1,020	1,526	1,325
定 期 積 金	2,919	2,983	2,830	2,890
定期性預金	47,179	45,565	48,149	48,715
預 金 合 計	82,186	81,934	82,359	84,508

(注) 1. 固定自由金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利預金
 変動自由金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金
 2. 国内業務のみの取扱です。

定期預金種類別残高

(単位：百万円)

種 類	平成29年度	平成30年度
ス ー パ ー 定 期	31,235	30,626
自由型期日指定定期	1,571	1,461
大 口 定 期	9,963	9,384
変 動 金 利 定 期	1,397	1,020
積 立 定 期	91	91
合 計	44,259	42,582



貸出金に関する指標

KARATSU SHINKIN BANK REPORT 2019

貸出金の平均残高

(単位：百万円)

科 目	期末残高		期中平残	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
割 引 手 形	150	214	141	148
手 形 貸 付	1,372	1,416	1,462	1,211
証 書 貸 付	41,193	43,206	40,021	42,233
当 座 貸 越	2,488	2,450	2,179	2,430
合 計	45,205	47,288	43,806	46,023

(注) 国内業務のみの取扱となっています。

貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

金 利 区 分	平成29年度	平成30年度
固 定 金 利	18,050	18,352
変 動 金 利	27,155	28,936
合 計	45,205	47,288

貸出担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	平成29年度	平成30年度
預 金 積 金	376	417
有 価 証 券	—	—
動 産	4	—
不 動 産	8,475	8,459
そ の 他	—	—
小 計	8,856	8,877
保 証 協 会 ・ 保 険	11,119	11,205
保 証	12,627	13,655
信 用	12,601	13,549
合 計	45,205	47,288

貸出金使途別残高

(単位：百万円)

	平成29年度		平成30年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	9,115	20.16%	9,582	20.26%
運 転 資 金	15,712	34.76%	16,107	34.06%
そ の 他	20,378	45.08%	21,597	45.67%
合 計	45,205	100.00%	47,288	100.00%

業種別残高

(単位：百万円)

業 種	平成29年度			平成30年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	63	1,630	3.4%	65	1,504	3.1%
農 業 、 林 業	22	197	0.4%	23	214	0.4%
漁 業	6	80	0.1%	6	60	0.1%
鉱業、採石業、砂利採取業	2	35	0.0%	2	32	0.0%
建 設 業	163	2,079	4.3%	154	2,333	4.9%
電気、ガス熱供給、水道業	5	359	0.7%	6	428	0.9%
情 報 、 通 信 業	2	108	0.2%	2	151	0.3%
運 輸 業 、 郵 便 業	17	279	0.5%	19	392	0.8%
卸 売 業 、 小 売 業	221	3,404	7.1%	213	3,259	6.8%
金 融 業 、 保 険 業	9	224	0.4%	10	331	0.6%
不 動 産 業	94	4,533	9.5%	93	4,765	10.0%
物 品 賃 貸 業	1	—	0.0%	1	—	0.0%
学術研究、専門、技術サービス業	12	107	0.2%	13	114	0.2%
宿 泊 業	14	525	1.1%	14	500	1.0%
飲 食 業	120	807	1.7%	111	812	1.7%
生活関連サービス業、娯楽業	53	1,248	2.6%	52	1,271	2.6%
教 育 、 学 習 支 援 業	5	100	0.2%	4	83	0.1%
医 療 、 福 祉	33	897	1.8%	32	798	1.6%
そ の 他 の サ ー ビ ス	73	609	1.2%	81	727	1.5%
小 計	915	17,232	36.4%	901	17,782	37.6%
地 方 公 共 団 体	2	7,428	15.7%	2	7,645	16.1%
個人（住宅、消費、納税資金等）	6,916	20,543	43.4%	6,973	21,859	46.2%
合 計	7,833	45,205	100.0%	7,876	47,288	100.0%

業種別区分は日本標準産業分類の大部分に準じて記載しております。

債務保証残高

(単位：百万円)

種 類	平成29年度	平成30年度
イ. 預金又は定期積金を担保に徴して行われる保証	—	—
ロ. 金融機関等の業務の代理に付随して行われる保証	21	17
信金中央金庫	20	16
日本政策金融公庫（国金一般）	—	—
住宅金融支援機構	—	—
日本政策金融公庫（中小企業金融）	—	—
福祉医療機構	—	—
日本政策金融公庫（農林漁業金融）	—	—
日本政策金融公庫（国民生活衛生）	—	—
日本政策金融公庫（国金教育）	—	0
ハ. 国税の徴収猶予の担保等について行われる保証	—	—
ニ. 外国為替取引に伴って行う債務の保証又は手形の引受け	—	—
ホ. その他の保証	133	118
合 計	154	135

KARATSU SHINKIN BANK REPORT 2019

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	平成29年度	平成30年度
当 金 庫 預 金 積 金	—	—
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	40	31
そ の 他	—	—
小 計	40	31
保証協会・信用保険	—	—
保 証	—	0
信 用	112	103
合 計	154	135

預貸率

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度
貸出金 (A)	45,205	47,288
預 金 (B)	82,186	81,934
預貸率 (残高) (A/B)	55.00%	57.71%
預貸率 (期中平均)	53.18%	54.46%

(注) 1. 預金には定期積金を含んでおります。
2. 国内業務部門のみの取扱となっています。

貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

区分	年度	期首残高	当期増加額	当期減少		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成29年度	73	53	0	73	53
	平成30年度	53	34	0	53	34
個別貸倒引当金	平成29年度	334	251	25	309	251
	平成30年度	251	250	0	251	250
合 計	平成29年度	407	304	25	382	304
	平成30年度	304	284	0	304	284

貸出金の償却

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度
貸出金償却	—	—

リスク管理債権の引当・保全状況

平成30年度のリスク管理債権の状況は以下の通りとなっております。リスク管理債権とは、一般的に「不良債権」といわれているものです。しかし、下表の通り大半が回収可能な担保などで保全されており、また回収不能と判断されるものについても、貸倒引当金を引き当てるなどの手当てを行っております。

(単位：百万円)

区 分	残 高	担保・保証	貸倒引当金	保全率 (%)
破 綻 先 債 権	平成29年度	—	—	—
	平成30年度	22	22	100.0%
延 滞 債 権	平成29年度	1,929	1,589	95.3%
	平成30年度	1,902	1,550	94.6%
3 カ月以上延滞債権	平成29年度	—	—	—
	平成30年度	7	7	100.0%
貸 出 条 件 緩 和 債 権	平成29年度	149	83	58.4%
	平成30年度	104	64	63.5%
合 計	平成29年度	2,078	1,672	92.7%
	平成30年度	2,035	1,643	93.1%

- (注) 1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
- ① 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ② 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③ 破産法の規定による破産の申立てがあった債務者
 - ④ 商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤ 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
- 2.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
- ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- 3.「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- 4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- 5.なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 6.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 7.「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
- 8.保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

平成30年度の「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（以下金融再生法）に基づく資産査定状況は以下の通りとなっております。

なお、金融再生法による開示債権とリスク管理債権との差異は、リスク管理債権は対象債権が貸出金のみであることに對し、当開示債権は貸出金の他全ての債権（支払承諾見返・仮払金・未収利息等）が対象とされていることが主であり、この対象債権の範囲の差異を除くと、ほぼ同一の債権をあらわしております。

(単位：百万円)

区 分		開示残高 (A)	保全額 (B)	担保・保証等による 回収見込額 (C)	貸倒引当金 (D)	保全率 (B) / (A)	引当率 (D) / (A - C)
金融再生法上の不良債権	平成29年度	2,084	1,931	1,677	254	92.7%	62.4%
	平成30年度	2,040	1,900	1,649	251	93.1%	64.2%
	破産更生債権及び これらに準ずる債権	平成29年度	183	183	30	100.0%	100.0%
		平成30年度	168	139	29	100.0%	100.0%
	危険債権	平成29年度	1,751	1,441	220	94.9%	71.0%
		平成30年度	1,760	1,436	220	94.1%	67.9%
	要管理債権	平成29年度	149	83	4	58.4%	6.1%
		平成30年度	112	74	2	67.9%	5.3%
正常債権	平成29年度	43,334					
	平成30年度	45,444					
合 計	平成29年度	45,418					
	平成30年度	47,484					

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 3.「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
- 5.「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

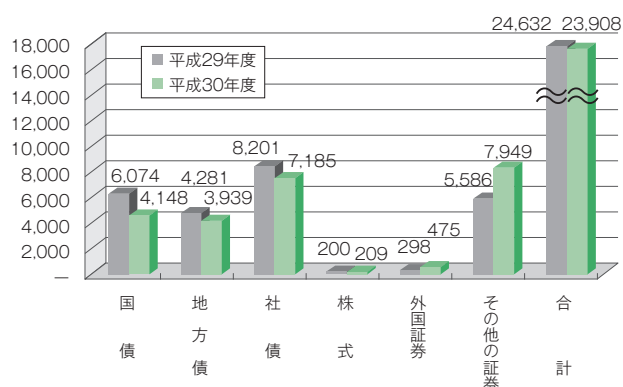
有価証券に関する指標

KARATSU SHINKIN BANK REPORT 2019

●有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

種 類	平成29年度	平成30年度
国 債	6,074	4,148
地 方 債	4,281	3,939
社 債	8,201	7,185
株 式	200	209
外 国 証 券	298	475
そ の 他 の 証 券	5,586	7,949
合 計	24,632	23,908

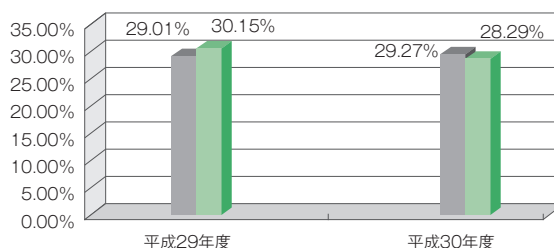


●預 証 率

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度
有価証券(A)	23,843	23,980
預 金 (B)	82,186	81,934
預証率(残高) (A) / (B)	29.01%	29.27%
預証率(期中平均)	30.15%	28.29%

(注) 1. 預金には定期積金を含んでおります。
2. 国内業務部門のみの取扱です。



●有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

	平成29年度				平成30年度			
	1年以内	5年以内	10年以内	10年超	1年以内	5年以内	10年以内	10年超
国 債	1,315	2,096	1,557	—	300	2,511	830	—
地 方 債	502	617	3,143	—	200	982	2,476	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	600	4,299	2,818	—	1,004	4,204	2,090	—
そ の 他	—	898	4,036	1,140	51	1,303	6,858	200
合 計	2,419	7,911	11,557	1,140	1,559	9,001	12,255	200

●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	7	7
その他証券	0	0
合 計	8	7

有価証券の状況

KARATSU SHINKIN BANK REPORT 2019

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当会計年度の損益に含まれた評価差額
平成29年度	該当ございません	
平成30年度	該当ございません	

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	平成29年度			平成30年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	300	291	△ 8	200	197	△ 2
合 計		300	291	△ 8	200	197	△ 2

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 該当ございません。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	平成29年度			平成30年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	217	146	70	202	140	61
	債 券	16,749	16,199	550	14,500	13,999	501
	国 債	4,970	4,829	140	3,642	3,519	122
	地方債	4,164	4,048	115	3,658	3,548	109
	社 債	7,615	7,321	294	7,199	6,930	268
	外国証券	—	—	—	407	400	7
	その他	2,555	2,467	87	5,655	5,360	295
	小 計	19,522	18,814	708	20,766	19,900	865
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	36	46	△ 9	60	81	△ 21
	債 券	203	203	△ 0	99	100	△ 0
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	99	100	△ 0	—	—	—
	社 債	103	103	△ 0	99	100	△ 0
	外国証券	—	—	—	296	300	△ 3
	その他	3,772	4,042	△ 269	2,548	2,647	△ 98
	小 計	4,012	4,292	△ 279	3,006	3,129	△ 123
合 計		23,535	23,106	428	23,772	23,029	742

デリバティブ取引の状況

平成29年度	該当ございません
平成30年度	該当ございません

金銭の信託の状況

1. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当会計年度の損益に含まれた評価差額
平成29年度	—	—
平成30年度	—	—

(注) 時価等の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっており、運用報告書の実績により掲載しております。

2. 満期保有目的及びその他の金銭の信託

(単位：百万円)

平成29年度					平成30年度				
貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
該当ございません					該当ございません				

自己資本の充実の状況

KARATSU SHINKIN BANK REPORT 2019

1. 自己資本の構成に関する開示事項

項 目	平成29年度		(単位：百万円)
	経過措置による不算入額		平成30年度
コア資本に係る基礎項目（1）			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	2,574		2,695
うち、出資金及び資本剰余金の額	235		234
うち、利益剰余金の額	2,348		2,470
うち、外部流出予定額（△）	9		9
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	52		33
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	52		33
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	2,626		2,728
コア資本に係る調整項目（2）			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	5	—	5
うち、のれんに係るものの額	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	5	—	5
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	5		5
自己資本			
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	2,621		2,723
リスク・アセット等（3）			
信用リスク・アセットの額の合計額	30,534		32,047
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△150		
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	—		
うち、繰延税金資産	—		
うち、前払年金費用	—		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△150		
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,147		2,153
信用リスク・アセット調整額	—		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	32,681		34,201
自己資本比率			
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	8.02%		7.96%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等により自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成29年度		平成30年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計※1	30,327	1,213	31,891	1,276
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー※2	30,327	1,213	31,891	1,276
現金	0	0	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0
国際決済銀行等向け	0	0	0	0
我が国の地方公共団体向け	0	0	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0	0
国際開発銀行向け	0	0	0	0
地方公共団体金融機構向け	135	5	129	5
我が国の政府関係機関向け	309	12	269	11
地方三公社向け	0	0	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	2,899	116	2,651	106
法人等向け	4,753	190	5,095	204
中小企業等向け及び個人向け	12,620	505	13,983	559
抵当権付住宅ローン	1,272	51	1,147	46
不動産取得等事業向け	3,668	147	4,142	166
3ヵ月以上延滞等	93	4	96	4
取立未済手形	8	0	10	0
信用保証協会等による保証付	298	12	298	12
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0	0
出資等	1,857	74	230	9
出資等のエクスポージャー	1,857	74	230	9
重要な出資のエクスポージャー		0		0
上記以外	2,410	96	2,172	87
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	0	0	0	0
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	528	21	512	20
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	42	2	37	1
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー				
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段のうち、その他外部TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー				
上記以外のエクスポージャー	589	24	585	23
②証券化エクスポージャー※3	0	0	0	0
証券化				
STC要件適用分			0	0
非STC要件適用分	0	0	0	0
再証券化	0	0	0	0
③-1. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	0	0		
③-2. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー※4				
ルック・スルー方式				
マンドート方式				
蓋然性方式（250%）				
蓋然性方式（400%）				
フォールバック方式（1250%）				
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	0	0	0	0
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	0	0	0	0
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	0	0	0	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク	2,147	86	2,153	86
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	32,681	1,307	34,044	1,362

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞
- $$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$
5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

KARATSU SHINKIN BANK REPORT 2019

(2) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分		信用リスクエクスポージャー期末残高				3 カ月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券			
	29 年度	30 年度	29 年度	30 年度	29 年度	30 年度	29 年度	30 年度
国 内	87,152	86,315	45,264	47,348	16,403	14,155	104	114
国 外	300	900			300	900	－	－
地域別合計	87,452	87,215	45,264	47,348	16,703	15,055	104	114
製造業	1,715	1,567	1,715	1,567	－	－	－	－
農・林・漁業	375	384	375	384	－	－	4	4
鉱 業	35	32	35	32	－	－	－	－
建設業	2,837	3,035	2,837	3,035	－	－	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	366	435	366	435	－	－	－	－
情報通信業	108	152	108	152	－	－	－	－
運輸業	1,868	1,961	360	452	1,508	1,509	－	－
卸売業、小売業	3,922	3,774	3,922	3,774	－	－	1	59
金融・保険業	5,751	6,519	237	344	5,514	6,175	－	－
不動産業	4,898	5,130	4,697	4,929	201	201	－	3
物品賃貸業	3	3	3	3	－	－	－	－
学术研究、専門、技術サービス業	168	203	168	203	－	－	－	－
宿泊業	542	520	542	520	－	－	－	－
飲食業	1,273	1,262	1,273	1,262	－	－	18	14
生活関連サービス業、娯楽業	1,471	1,488	1,471	1,488	－	－	29	11
教育、学習支援業	114	98	114	98	－	－	－	－
医療、福祉	1,025	913	1,025	913	－	－	－	－
その他のサービス	911	1,067	911	1,067	－	－	－	1
国・地方公共団体等	16,407	14,715	7,429	7,646	8,978	7,069	－	－
個 人	17,665	19,038	17,665	19,038	－	－	49	22
その他	25,998	24,919	－	－	200	100	－	－
業種別合計	87,452	87,215	45,264	47,348	16,703	15,055	104	114
1 年以下	7,056	6,046	4,646	4,496	2,410	1,550		
1 年超 3 年以下	6,044	7,121	3,845	3,912	2,199	3,209		
3 年超 5 年以下	9,599	10,169	4,980	5,704	4,619	4,465		
5 年超 10 年以下	20,671	19,304	13,497	13,676	7,174	5,628		
10 年超	18,445	19,616	18,145	19,416	300	200		
期間の定めのないもの	25,637	24,959	148	143	－	－		
残存期間別合計	87,452	87,215	45,264	47,348	16,702	15,055		

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「3 カ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3 カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
4. CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

□. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

40ページに記載しておりますのでご参照ください。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中の増減額		期末残高			
	29 年度	30 年度	29 年度	30 年度	29 年度	30 年度	29 年度	30 年度
製造業	9	4	△ 5	△ 4	4	0	－	－
農・林・漁業	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱 業	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	7	0	△ 7	9	0	9	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業	1	0	－	－	0	0	－	－
卸売業、小売業	145	128	△ 17	△ 17	128	111	－	－
金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産業	67	42	△ 25	20	42	62	－	－
物品賃貸業	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門、技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－
宿泊業	－	－	－	0	－	0	－	－
飲食業	9	8	△ 1	0	8	8	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	59	52	△ 7	0	52	52	－	－
教育、学習支援業	－	－	－	－	－	－	－	－
医療、福祉	－	－	0	－	－	－	－	－
その他のサービス	21	0	△ 21	△ 0	0	0	－	－
国・地方公共団体等	－	－	0	0	－	－	－	－
個 人	11	12	1	△ 8	12	4	－	－
合 計	333	250	△ 82	△ 1	250	249	－	－

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	エクスポージャーの額		エクスポージャーの額	
	平成 29 年度		平成 30 年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	26,768	—	20,331
10%	—	8,570	—	8,044
20%	—	19,804	—	18,881
35%	—	3,707	—	3,330
50%	—	17	—	77
75%	—	19,793	—	21,766
100%	100	8,505	100	6,572
150%	—	54	—	—
250%	—	123	—	111
1250%	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	87,452		79,215	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証	
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	806	732	7,080	7,654

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は該当ありません

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

当金庫は該当ありません

ロ. 投資家の場合

当金庫は該当ありません

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	平成 29 年度		平成 30 年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式	597	597	811	811
非上場株式等	422	422	422	422
合 計	1,019	1,019	1,233	1,233

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度
売 却 益	25	19
売 却 損	1	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度
評価損益	115	74

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー		8,000
マンドート方式を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー		
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー		

(8) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,945			
2	下方パラレルシフト	—			
3	スティープ化	1,938			
4	フラット化	—			
5	短期金利上昇	857			
6	短期金利低下	—			
7	最大値	1,945			
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	2,723			

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

自己資本の充実の状況等について(定性的な開示事項)

KARATSU SHINKIN BANK REPORT 2019

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は主に「普通出資に係る会員勘定の額」と「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」等で構成されています。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。

また、当金庫は各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と業務推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに一定額以上の大口案件につきましては常務会審査とするなど、重要事案に対する経営陣の関与を必須とする体制としております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、ALM委員会等で検討を行うとともに、必要に応じて常務会等に報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は「自己査定基準」「償却引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに適正に算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当金を算出しております。個別貸倒引当金のうち、破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。また破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。なおそれぞれの結果につきましては、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では融資の取組みに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けと認識し、担保や保証に過度に依存することのない融資取組姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「融資事務取扱規程」及び「担保評価基準」等により適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。また、与信取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱規程」や各種約定書に基づき、法的に有効である旨を確認の上、適切な取扱いを行っております。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として政府保証、政府関係機関保証、地方公共団体保証等が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に、業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産などそれらの資産価値を裏付けに証券として組替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては有価証券投資の一環として購入したものが該当しております。

当該投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付け資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会、常務会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める「資金運用規則」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は「標準的手法」を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適切な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーのリスクウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称
 リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

- ・ 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・ 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

7. オペレーショナルリスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「風評リスク」「有形資産リスク」等、幅広いリスクが該当すると考えております。これらのリスクに対しては管理体制や管理方法に関する基本方針をそれぞれに定め、確実にリスクを認識し、評価することとしております。

特に事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、各種「事務取扱規程」の整備、その遵守を心がけることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在・種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処置、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明体制の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めております。

(2) オペレーショナルリスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他投資事業組合への出資金等が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスク認識については、時価評価及び最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会、常務会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。

非上場株式、政策投資株式、その他の出資金等に関しては、内規に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適切な処理を行っております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における金利感応資産・負債を対象として、金利変動による経済価値変化の指標である Δ EVEを複数の金利ストレスシナリオにて計測し、常務会等で協議検討するとともに、必要に応じて常務会へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(イ) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	2.50年
(ロ) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
(ハ) 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提	金融庁が定める保守的な前提
(ニ) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	金融庁が定める保守的な前提
(ホ) 複数の通貨の集計方法及びその前提	正となる通貨のみ単純合算
(ヘ) スプレッドに関する前提	変動は考慮しない
(ト) 内部モデルの使用等、 Δ EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提	内部モデルは使用していない
(チ) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明	開示初年度であるため記載していない
(リ) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	Δ EVEの計算は再評価法で計測

B. 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

統合的リスク管理において、VaRで計測されるリスク量が許容リスク枠の範囲内に収まっているかどうかモニタリングしております。その他、BPV等の金利リスク管理指標及び過去の事例や仮想シナリオに基づく金利等の変動による影響も計測し、常務会等で報告検証しております。

開示項目一覧

このディスクロージャー資料は、信用金庫法施行規則第132条に規定するディスクロージャーに関する開示基準に基づいて作成しております。各項目は以下の頁に記載しています。

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

イ 事業の組織	20
ロ 理事及び監事の氏名及び役職名	20
ハ 事務所の名称及び所在地	55

2. 金庫の主要な事業の内容

3. 金庫の主要な事業に関する事項

イ 直近の事業年度における事業の概況	2～3
ロ 直近の5事業年度における主要な事業の状況（資料編）	28～33
（1）経常収益（2）経常利益（3）当期利益（4）出資総額及び総口数（5）純資産額（会員勘定）（6）総資産額（7）預金積金残高（8）貸出金残高（9）有価証券残高（10）単体自己資本比率（11）出資に対する配当金（12）職員数	
ハ 直近の2事業年度における事業の状況	
（1）主要な業務の状況を示す指標	35～36
①業務粗利益及び業務粗利益率	
②資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	
③資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	
④受取利息及び支払利息の増減	
⑤総資産経常利益率	
⑥総資産当期利益率	
（2）経費の状況について	36
（3）預金に関する指標	37
①流動性預金、定期預金、譲渡性預金その他の平均残高	
②固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	
（4）貸出金に関する指標	38～41
①手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	
②固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	
③担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	
④使途別の貸出金残高	
⑤業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	
⑥預貸率の期末値及び期中平均値	
（5）有価証券に関する指標	42～43
①商品有価証券の種類別の平均残高	
②有価証券の種類別ノ平均残高	
③預証率の期末値及び期中平均値	

4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項

イ リスク管理の体制	12
ロ 法令遵守の体制	13
ハ 金融ADR制度の取組について	16
ニ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	4～5

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況

イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	28～29
ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額の合計額	41
（1）破綻先債権	
（2）延滞債権	
（3）3ヶ月以上延滞債権	
（4）貸出条件緩和債権	
金融再生法第7条に基づく開示債権の状況	
ハ 自己資本の充実の状況	44
ニ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	43
（1）有価証券	
（2）金銭の信託	
（3）デリバティブ取引	
ホ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	47
ヘ 貸出金償却の額	47
ト 会計監査人の監査	34

6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

7. 自己資本の充実の状況

・ 自己資本の構成に関する開示事項	44
イ 定量的な開示事項	45
①自己資本の充実度に関する事項	45
②信用リスクに関する事項	46
③信用リスク削減手法に関する事項	48
④派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	48
⑤証券化エクスポージャーに関する事項	48～49
⑥出資等エクスポージャーに関する事項	48～49
⑦リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	48～49
⑧金利リスクに関する事項	49
ロ 定性的な開示事項	50
①自己資本調達手段の概要	50
②自己資本の充実度に関する評価方法の概要	50
③信用リスクに関する事項	50
④信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	51
⑤証券化エクスポージャーに関する事項	51
⑥オペレーショナルリスクに関する事項	52
⑦出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	52
⑧金利リスクに関する事項	53

営業店ネットワーク



① 本店営業部

唐津市大名小路310-35
☎ 0955 (73) 3105



② 朝日町支店

唐津市朝日町1095
☎ 0955 (72) 8271



③ 西唐津支店

唐津市西唐津2丁目6223-23
☎ 0955 (72) 8341



④ 浜崎支店

唐津市浜玉町浜崎1269
☎ 0955 (56) 6814



⑤ 相知支店

唐津市相知町相知1948
☎ 0955 (62) 2555



⑥ 和多田支店

唐津市和多南先石8-2
☎ 0955 (74) 7101



⑦ 町田支店

唐津市町田1丁目8-3
☎ 0955 (74) 4421



⑧ 山本支店

唐津市山本1502-3
☎ 0955 (78) 1146





親しみ・信頼・確かな未来
唐津信用金庫